

2021 年度
外国にルーツをもつ人に対する職務質問
(レイシャルプロファイリング)
に関するアンケート調査
最終報告書

2022 年 9 月
東京弁護士会外国人の権利に関する委員会

目 次

1 はじめに	1
2 調査の概要	2
3 調査結果（単純集計）	3
3.1 調査対象者の概要	3
3.2 レイシャルプロファイリングの概況（1）	6
3.3 レイシャルプロファイリングの概況（2）	9
4 調査結果（クロス集計）	14
4.1 問 11（過去 5 年の職質経験）のクロス集計	14
4.2 問 12（過去 5 年の職質回数）のクロス集計	17
4.3 問 4（民族的ルーツ）のクロス集計	20
4.4 問 19（外国ルーツだと認識されたか）のクロス集計	22
5 調査結果（自由記載）	25
5.1 頻出単語一覧	25
5.2 分析	28
5.3 具体例	30
6 分析と総括	37
6.1 全体的な傾向	37
6.2 職務質問を受ける人の属性に関する傾向	40
6.3 民族的ルーツとレイシャルプロファイリングとの関係性	41
6.4 外国ルーツとの認識とレイシャルプロファイリングとの関係性	42
6.5 総括	43
参照法令	45
国連人種差別撤廃委員会「法執行官によるレイシャルプロファイリングの防止及びこれとの闘いに関する一般的慣行 36 号」	46
2021 年度外国にルーツをもつ人に対する職務質問に関するアンケート調査 調査票	48
7 あとがき	57

1 はじめに

近年では、「何ら『不審事由』がないにもかかわらず警察官から職務質問を受けるという経験をした」という声が外国にルーツを持つ人から多数寄せられてきた。このような警察官職務執行法第2条の「不審事由」に基づかない職務質問は、「いかなる程度であれ、人種、皮膚の色、世系又は国若しくは民族的出身を基に、個人を捜査活動の対象とする、又は個人が犯罪行動に関わったかどうかを判断する警察及び法執行官の慣行」¹、即ち、いわゆる法執行官によるレイシャルプロファイリングとして理解されるものである。

駅頭や街頭などにおいて、単に外見が「外国人風」であるといったことや外国語で話をしている等という状況を手掛かりに警察官職務執行法第2条の「不審事由」の要件を満たさない職務質問が実施されているのではないかとの問題が認識されているものの、それを裏付ける実態調査は近年ではなされてこなかった。

東京弁護士会外国人の権利に関する委員会では、2007年に「外国人に対する職務質問アンケート結果報告書」が出されており、その結果によれば職務質問を受けた経験のある人のうち、8割以上が警職法上の「不審事由」がない中で職務質問を受けたと回答している。同調査結果を踏まえ、当会では「不審事由」の要件を満たさず、「単に外国人であることのみを理由に職務質問が開始されていると認められる事案が相当数ある」旨を報告しているが、その後10年以上、外国人に対する職務質問に関する実態調査はなされてこなかった。

そこで、2022年現在、改めて外国ルーツを持つ人に対する職務質問に関する実態を正確に把握する必要があると考え、当会では、2022年1月11日から2022年2月28日にかけて、「2021年度外国にルーツをもつ人に対する職務質問（レイシャルプロファイリング）に関するアンケート調査」を実施するに至った。

本報告書では、上記調査の結果を踏まえ、量的調査及び自由記載に見られる特徴等を検証し、レイシャルプロファイリングに関する分析をまとめる。

東京弁護士会
会 長 伊 井 和 彦

同外国人の権利に関する委員会
委員長 高 橋 済

¹ 国連人種差別撤廃委員会「法執行官によるレイシャルプロファイリングの防止及びこれとの闘いに関する一般的慣行36号」（2020年）パラグラフ18参照（以下、同勧告を「一般的勧告36」という。）。

2 調査の概要

本調査の調査概要は下記の通りである（表 1）。この調査の特徴は大きく二つある。

表 1 調査の概要

調査名	2021 年度外国にルーツをもつ人に対する職務質問（レイシャルプロファイリング）に関するアンケート調査
調査テーマ	外国にルーツをもつ人に対する職務質問（レイシャルプロファイリング）に関する実態の把握
調査対象	日本に在住する外国にルーツをもつ人
調査対象の単位	個人
調査時点	2022 年 1 月 11 日～2022 年 2 月 28 日 ※当初の回答期限は 2022 年 2 月 10 日まで、その後延長
抽出方法	機縁法（有意抽出法）
調査方法	以下の二つの調査方法を併用 ・ウェブ上のフォームを利用した自記式調査 ・紙の調査票を利用した自記式調査（※回答者なし）

一つ目は、より多くの回答を募るために、紙の調査票だけでなくウェブ上のフォームからの回答を受け付けたことである。回答方法の選択は回答者に任された。

二つ目は、回答者のルーツや使用言語にばらつきがあることが想定されることから、同一内容の調査票を複数の言語で用意したことである。用意された調査票は、日本語、ふりがなつき日本語、英語、ベトナム語の計 4 種類である。この 4 種類の調査票について、紙の調査票およびウェブ上のフォームのそれぞれから回答できるようにした。また、調査開始後、テンプル大学有志の方々にフランス語及びドイツ語の調査票を作成頂いたため、2 月 10 日から 28 日の延長期間では、上記 2 言語についてのウェブ上のフォームを用意した（なお同 2 言語については、紙の調査票は作成していない）。

調査票の回収数と有効回収数は下記の通りである（表 2）。この調査では回答者を募るにあたって、関係者を通じた呼びかけや、SNS などを利用した告知といったいわゆる機縁法（無作為抽出によらないもの）を用いているため、回収数と有効回収数、有効回収率を記している。なお、結果的に紙の調査票を利用した回答者は存在しなかったため、集計はウェブ上のフォームを利用した回答に限られている。

表 2 回収数・有効回収数・有効回収率（ウェブ上のフォームを利用した回答）

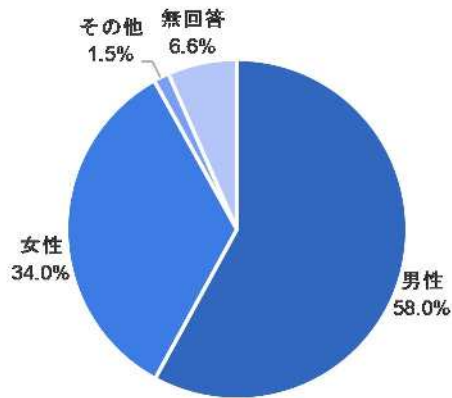
調査票の言語	回収数	有効回収数	有効回収率
日本語ルビなし	490	486	99.2%
日本語ルビあり	13	12	92.3%
英語	1590	1589	99.9%
ベトナム語	6	6	100.0%
フランス語	1	1	100.0%
ドイツ語	0	0	—
合計	2100	2094	99.7%

注）紙の調査票を利用した回答はなし

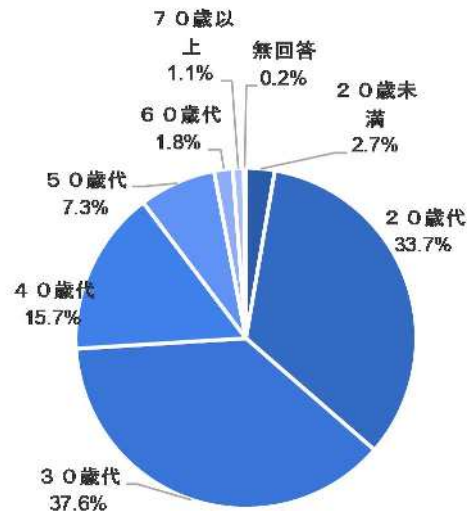
3 調査結果（単純集計）²

3.1 調査対象者の概要

問1 性別（N= 2094）

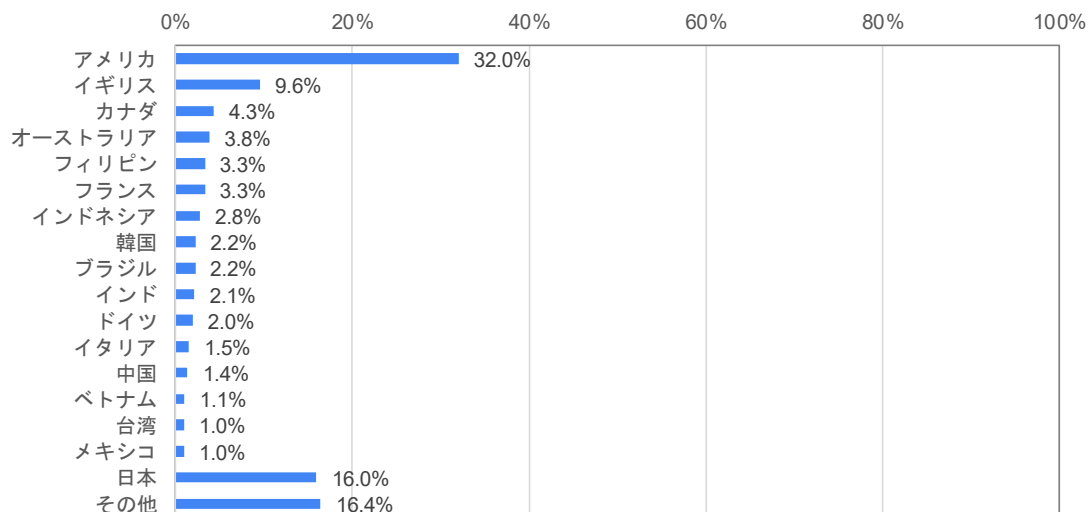


問2 年齢（N= 2094）



調査に応じた人のうち、58.0%の人が男性、34.0%の人が女性、8.1%の人がその他と回答または無回答だった（問1）。調査に応じた人のうち、37.6%が30歳代、33.7%が20歳代、15.7%が40歳代と回答した（問2）。

問3 国籍（N= 2094、複数回答、当初の選択肢に自由回答を加え20人以上回答があったものを多い順に掲載）

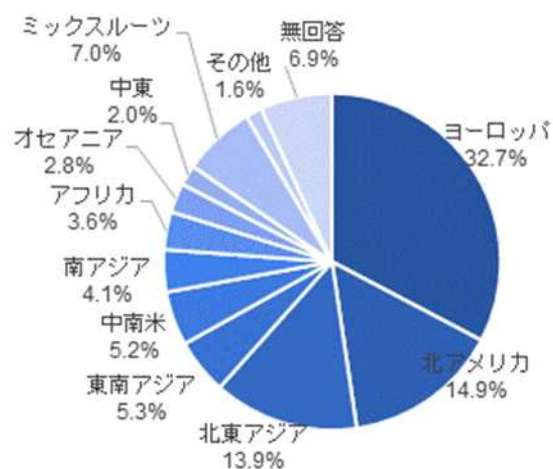


調査に応じた人のうち、32.0%がアメリカ国籍、9.6%がイギリス国籍、4.3%がカナダ国

² 単純集計のうち「3.1 調査対象者の概要」および「3.2 レイシャルプロファイリングの概況（1）」は、2022年3月に公表した「東京弁護士会主催外国ルーツを持つ人に対する職務質問（レイシャルプロファイリング）に関する調査 結果速報」と同じものである。ただし、問4（民族的ルーツ）、問8（一番使い慣れている言語）、問14（職質された都道府県）については、今回新たに作成して追加している。なおすでに公表済みの単純集計についての数値の変更等はない。

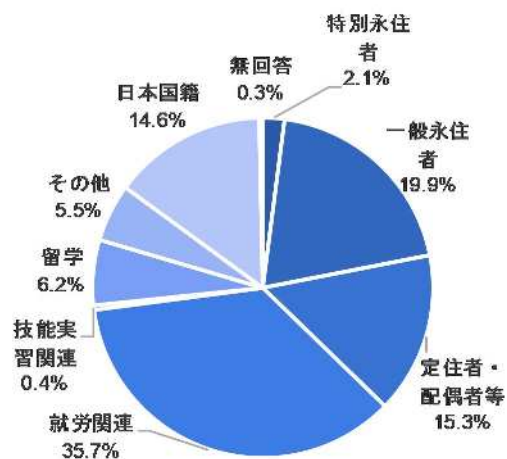
籍、3.8%がオーストラリア国籍と回答した。また、16.0%が日本国籍と回答した（問3）。

問4 民族的ルーツ（N= 2094、自由回答を地域別にコーディングし多い順に掲載）

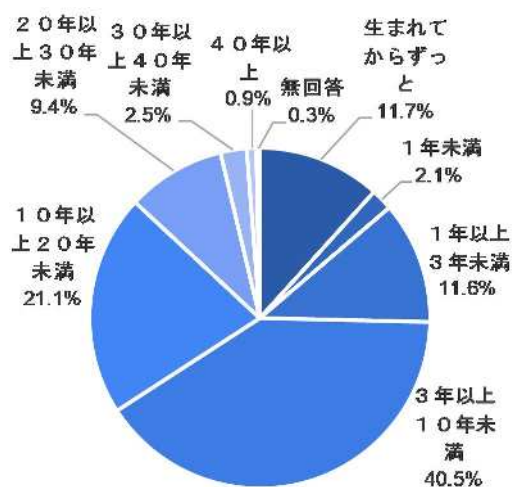


自由回答によって得た結果を地域別に分類したところ³、ヨーロッパが 32.7%と最も多く、続いて北アメリカ 14.9%、北東アジア 13.9%、東南アジア 5.3%、中南米 5.2%の順となった。またルーツが複数の地域にまたがる場合は「ミックスルーツ」としたが、これに該当するものは 7.0%だった（問4）。

問5 在留資格等（N= 2094）



問6 日本での居住期間（N= 2094）

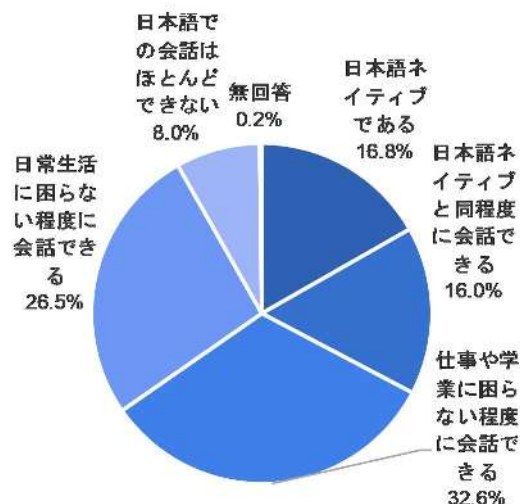


³ 地域区分は、まず地域区分そのもの（「ヨーロッパ」「アフリカ」等）、あるいはそうした地域の一部の名前（「北欧」「西アフリカ」等）が示されているものについては、原則として国連による地域区分に即してまとめた（ただし、国連区分の「東アジア」は「北東アジア」、「ラテンアメリカ・カリブ海」は「中南米」、「西アジア」は「中東」、とそれぞれ表記を少し変えている）。また国名が示されているものについては、原則として国連による地域区分に従って分類した（ただし、エジプトについては「中東」に含めた）。ある国の一地域が書かれているもの（「近畿地方」「California」等）については、その地域が含まれる国を国連の地域区分に従って分類した。さらに「白人」「Caucasian」等については、「ヨーロッパ」に類する言葉と併記されているケースがほとんどだったため、単独で用いられている場合も「ヨーロッパ」に分類した。

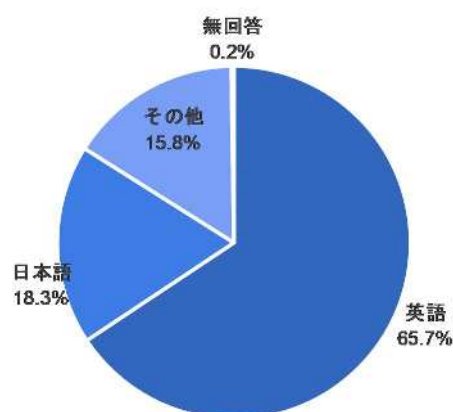
調査に応じた人のうち、35.7%が就労関連の在留資格を有し、19.9%が一般永住者、15.3%が定住者・配偶者等の在留資格を有していると回答した（問5）。

調査に応じた人のうち、日本での居住期間につき、40.5%が「3年以上10年未満」、21.1%が「10年以上20年未満」、11.6%が「1年以上3年未満」と回答した。また、11.7%の人が、「生まれてからずっと」と回答した（問6）。

問7 日本語会話力（N= 2094）

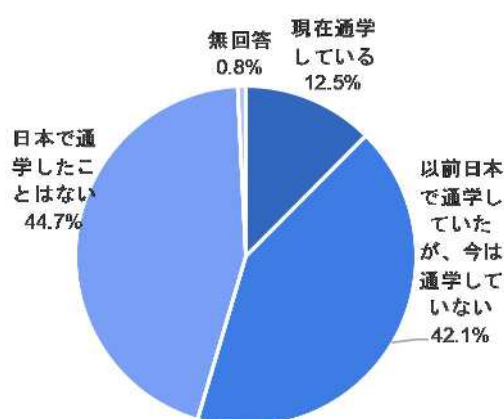


問8 一番使い慣れている言語（N= 2094、英語と日本語以外は「その他」に統合）



調査に応じた人のうち、自分の日本語会話力について、32.6%が「仕事や学業に困らない程度に会話できる」と回答し、26.5%が「日常生活に困らない程度に会話できる」、16.0%が「日本語ネイティブと同程度に会話できる」と回答した。また、16.8%の人が、「日本語ネイティブである」と回答した（問7）。また一番使い慣れている言語については、「英語」が65.7%を占め、「日本語」と答えたのは18.3%であった（問8）。

問9 学校経験（N= 2094）



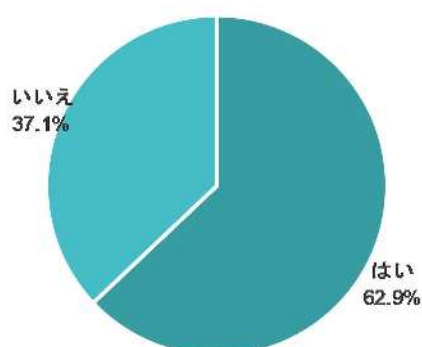
問10 仕事経験（N= 2094）



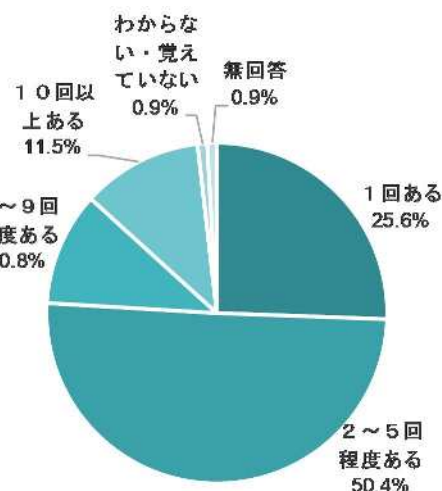
調査に応じた人のうち、44.7%が「日本で通学したことはない」と回答し、42.1%が「以前日本で通学していたが、今は通学していない」、12.5%が「現在通学している」と回答した（問9）。調査に応じた人のうち、84.7%が「現在働いている」と回答し、8.9%が「以前日本で働いていたが、今は働いていない」、6.0%が「日本で働いたことはない」と回答した（問10）。

3.2 レイシャルプロファイリングの概況（1）

問 11 過去 5 年の職質経験（N= 2094）



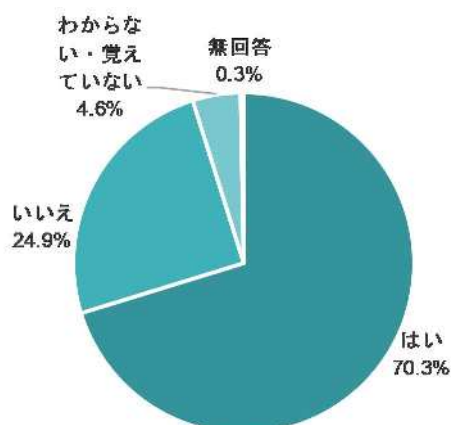
問 12 過去 5 年の職質回数（N= 1318）



過去 5 年くらいの間に職務質問を受けた人は 62.9%と、回答者の 6 割以上が過去に職務質問を受けていた（問 11）。

過去 5 年くらいの間に職務質問を受けた人のうち、2～5 回程度あると回答した人が 50.4%、6～9 回程度あると回答した人は 10.8%、10 回以上あると回答した人は 11.5%と、合計 72.7%の人が複数回にわたり職務質問を受けていた。また、6～9 回程度あると回答した人及び 10 回以上あると回答した人の合計は 22.3%であり、多数にわたり職務質問を受けている人も一定程度見られた（問 12）。

問 13 過去 5 年の職質で気分を悪くした経験（N= 1318）



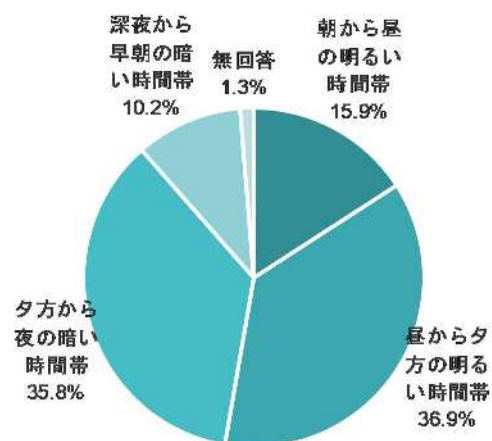
問 14 職質された都道府県（N= 1318）

東京都	737	長崎県	4
神奈川県	78	長野県	4
大阪府	75	鳥取県	4
愛知県	64	岩手県	3
千葉県	32	群馬県	3
埼玉県	25	山梨県	3
沖縄県	24	福井県	3
北海道	19	山形県	2
京都府	16	滋賀県	2
兵庫県	13	秋田県	2
宮城県	10	新潟県	2
静岡県	10	大分県	2
福岡県	10	島根県	2
広島県	7	奈良県	2
岡山県	6	富山県	2
熊本県	5	茨城県	1
山口県	5	宮崎県	1
石川県	5	香川県	1
栃木県	5	徳島県	1
岐阜県	4	福島県	1
三重県	4	和歌山県	1
		不明・その他	75
		無回答	43
		合計	1318

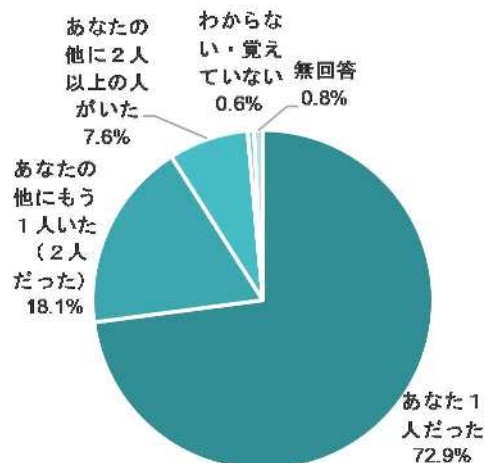
過去 5 年くらいの間に職務質問を受けた人のうち、70.3%の人が警察官の質問・態度で気分を悪くした経験があると回答した（問 13）。また職質された都道府県については、東

京都が 737 件と圧倒的に多く、続いて神奈川県 78 件、大阪府 75 件、愛知県 64 件という結果となった（問 14）。

問 15 職質された時間帯（N= 1318）

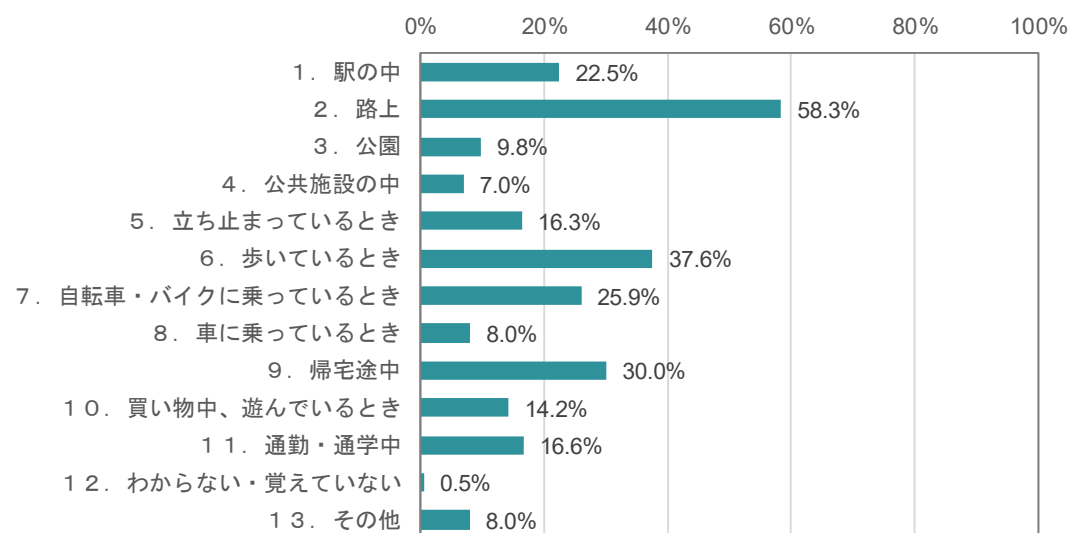


問 16 職質されたときに一緒にいた人（N= 1318）



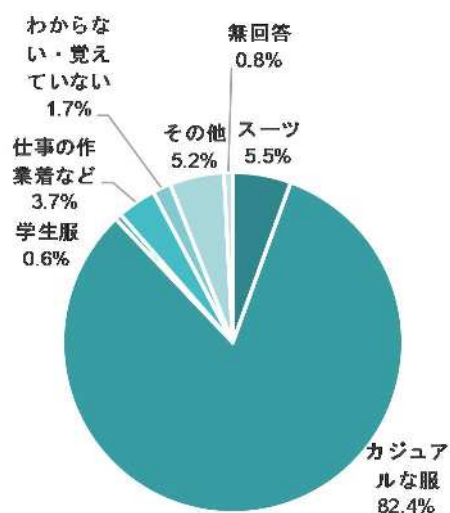
職質された時間帯については、昼から夕方の明るい時間帯と答えた人が 36.9%と最も多く、次に多かったのが夕方から夜の暗い時間帯（35.8%）であった（問 15）。また職質されたとき一緒にいた人については、自分一人だったと答えた人が 72.9%と圧倒的に多かった（問 16）。

問 17 職質された場所・状況（N= 1318、複数回答）

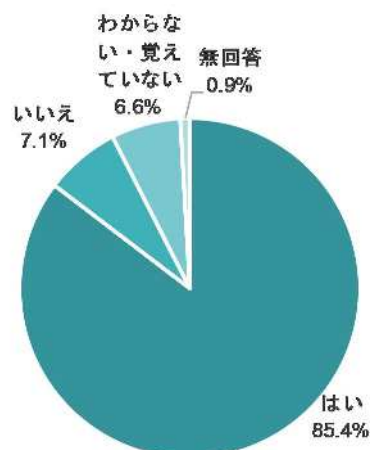


職質された場所・状況について複数回答で尋ねた質問では、路上が 58.3%で最も多く、歩いているとき 37.6%、帰宅途中 30.0%、自転車・バイクに乗っているとき 25.9%と続いた（問 17）。

問 18 職質されたときの服装 (N= 1318)

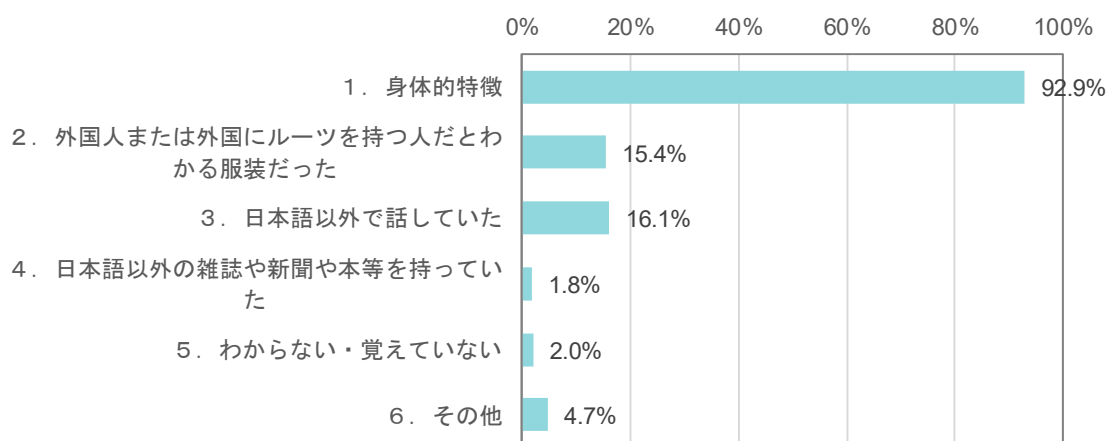


問 19 外国ルーツと認識されたか (N= 1318)



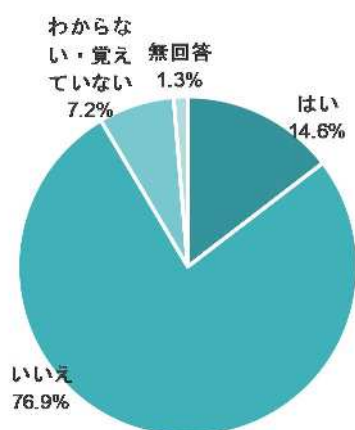
職質されたときの服装については、「カジュアルな服」と答えた人が 82.4%で大部分を占めた（問 18）。

問 20 外国ルーツだと認識された理由 (N= 1125、複数回答)



過去 5 年くらいの間に職務質問を受けた人のうち、85.4%の人が、「警察官が最初から外国ルーツを持つ人であることを認識して回答者に声をかけてきた」と認識しており（問 19）、その理由について 92.9%の人が「身体的特徴」と回答していた。回答者のうち大多数の人が、警察官が外国ルーツを持つ人であると認識したうえで職務質問をしたと感じていることが伺える（問 20）。

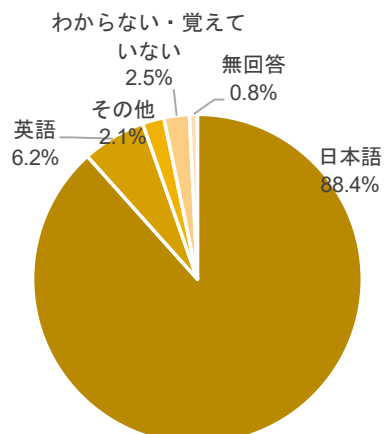
問 21 不審事由の有無 (N= 1125)



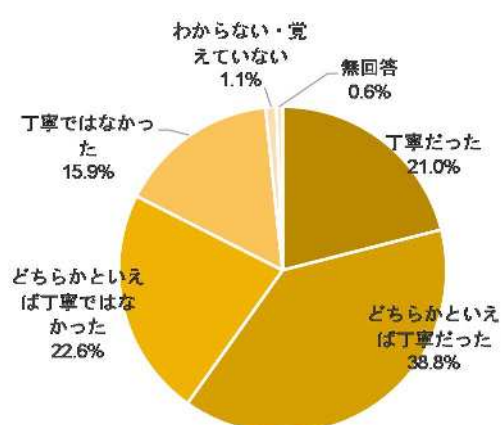
過去 5 年くらいの間に職務質問を受けた人のうち、76.9%の人が、「外国人又は外国にルーツを持つ人である」こと以外に警察官から声をかけられる理由、即ち警察官職務執行法第 2 条における「不審事由」はなかった認識であると回答していた（問 21）。

3.3 レイシャルプロファイリングの概況 (2)

問 22 警察官が使用した言語 (N= 1318)



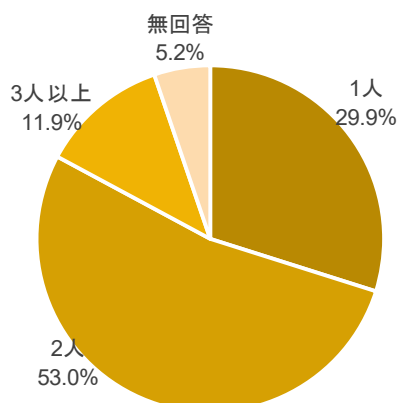
問 23 警察官の態度 (N= 1318)



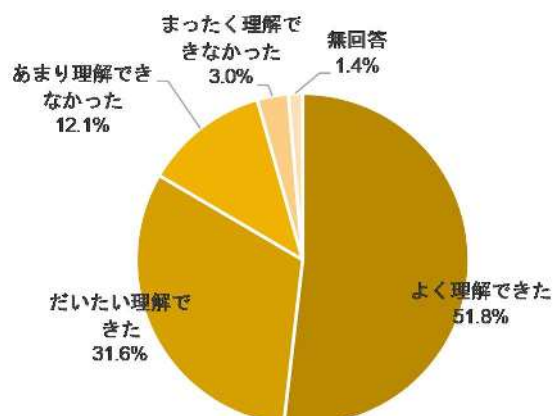
過去 5 年くらいの間に職務質問を受けた人のうち、88.4%の人が、警察官から日本語で声を掛けられ、6.2%の人が英語で声を掛けられたと回答した（問 22）。

過去 5 年くらいの間に職務質問を受けた人のうち、59.8%の人が「丁寧だった」または「どちらかといえば丁寧だった」と回答し、38.5%の人が「丁寧ではなかった」または「どちらかといえば丁寧ではなかった」と回答した（問 23）。

問 24 警察官の人数 (N= 1318、最小値)

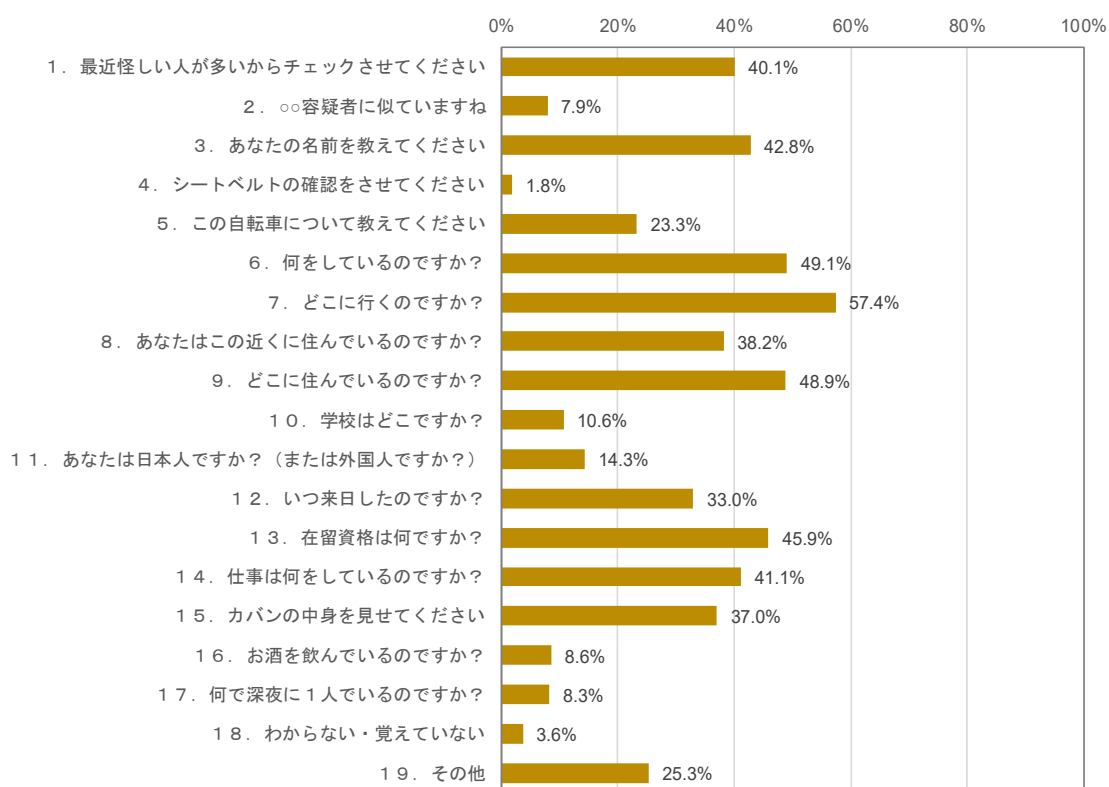


問 25 警察官の話の意味・内容 (N= 1318)



職務質問の際の警察官の人数は、「2 人」が 53.0%と最も多かったが、「1 人」も 29.9%、逆に「3 人以上」も 11.9%見られた（問 24）⁴。また過去 5 年くらいの間に職務質問を受けた人のうち、83.4%の人が「よく理解できた」または「だいたい理解できた」と回答し、15.1%の人が「あまり理解できなかった」または「まったく理解できなかった」と回答した（問 25）。

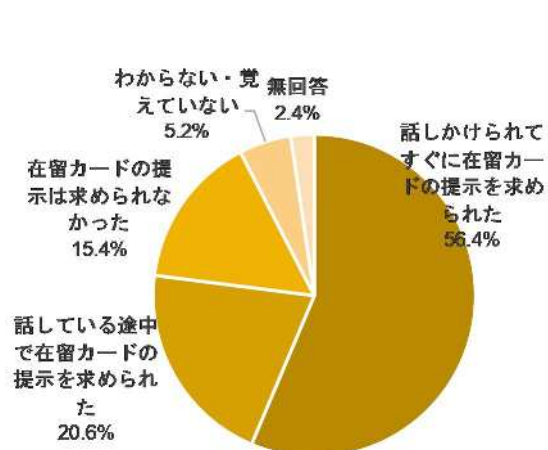
問 26 警察官に言われたこと（N =1318、複数回答）



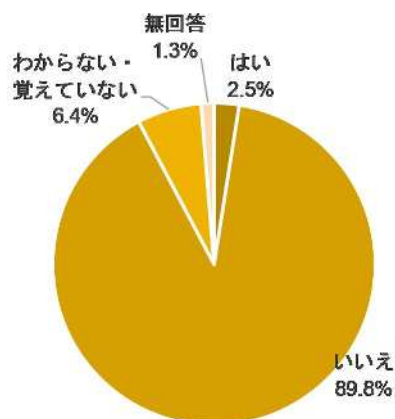
過去 5 年くらいの間に職務質問を受けた人のうち、「どこに行くのですか？」と聞かれたという回答が 57.4%と最も多く、次いで、「何をしているのですか？」（49.1%）、「どこに住んでいるのですか？」（48.9%）、と聞かれたと回答した。また、45.9%の人が「在留資格は何ですか？」と聞かれたと回答しており、40.1%の人が「最近怪しい人が多いからチェックさせてください」と言われたと回答している（問 26）。

⁴ なお問 24 では途中に人数に変動があった場合には「●→●人」などのように回答してもらっているが、ここでグラフ化したのはあくまでもそのうちもっとも少ない人数である。実際には、職務質問の過程でこれより人数が増えたというケースも多く存在する。

問 27 在留カードの提示 (N =1318)



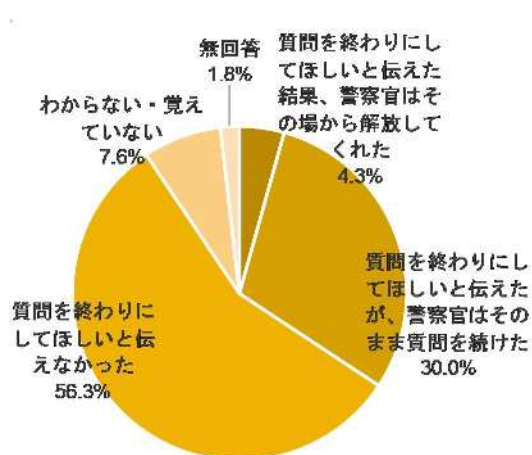
問 28 警察官からの説明の有無 (N =1318)



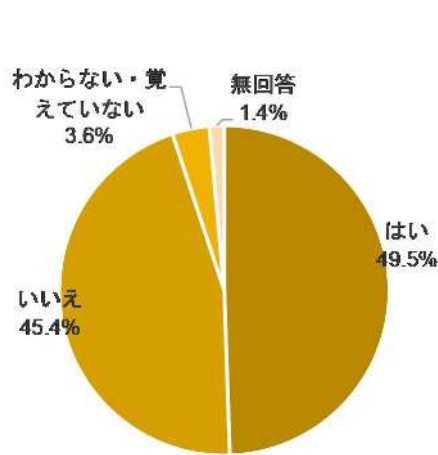
過去5年くらいの間に職務質問を受けた人のうち、「話しかけられてすぐに在留カードの提示を求められた」と回答した人が56.4%と過半数であり、「話している途中で在留カードの提示を求められた」と回答した20.6%と合わせると、77.0%の人が職務質問中に在留カードの提示を求められたと回答した。一方で、提示を求められなかったと回答しているのは15.4%にとどまった（問27）。

過去5年くらいの間に職務質問を受けた人のうち、89.8%の人が、警察官から「質問に答えたくないことは答えなくて構わない」と説明されなかったと回答しており、説明されたと回答した人は6.4%にとどまった（問28）。

問 29 質問終了の意向 (N =1318)



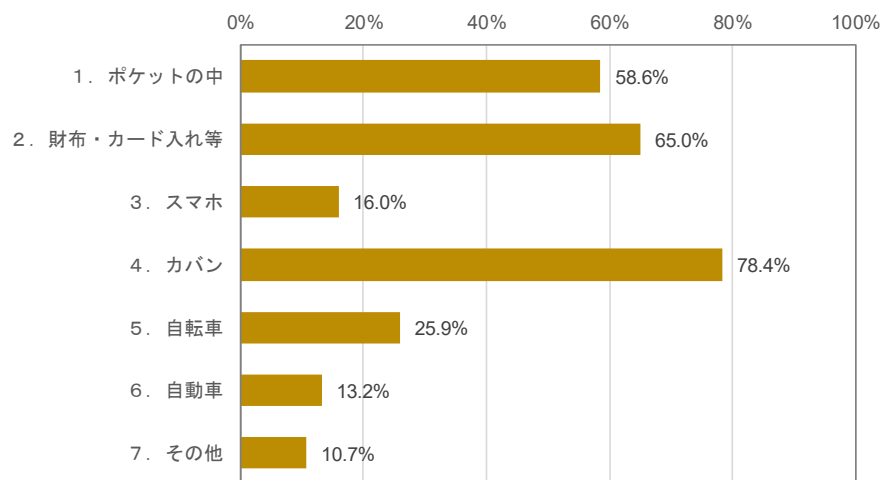
問 30 荷物等の検査の有無 (N =1318)



過去5年くらいの間に職務質問を受けた人のうち、質問の途中で「質問を終わりにしてほしいと伝えなかった」と回答した人が56.3%と最も多かった。特筆すべきは、任意の職務質問であるにもかかわらず、「質問を終わりにしてほしいと伝えたが、警察官はそのまま質問を続けた」と回答した人が30.0%いた点である（問29）。

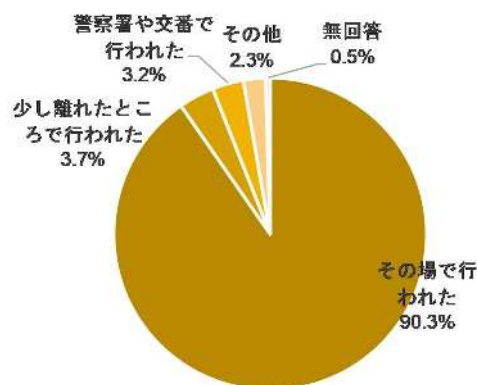
過去5年くらいの間に職務質問を受けた人のうち、荷物等の検査を受けたと回答した人が49.5%と、およそ半数の人が荷物等の確認をされている（問30）。

問 31 荷物等の検査の内容 (N =652、複数回答)



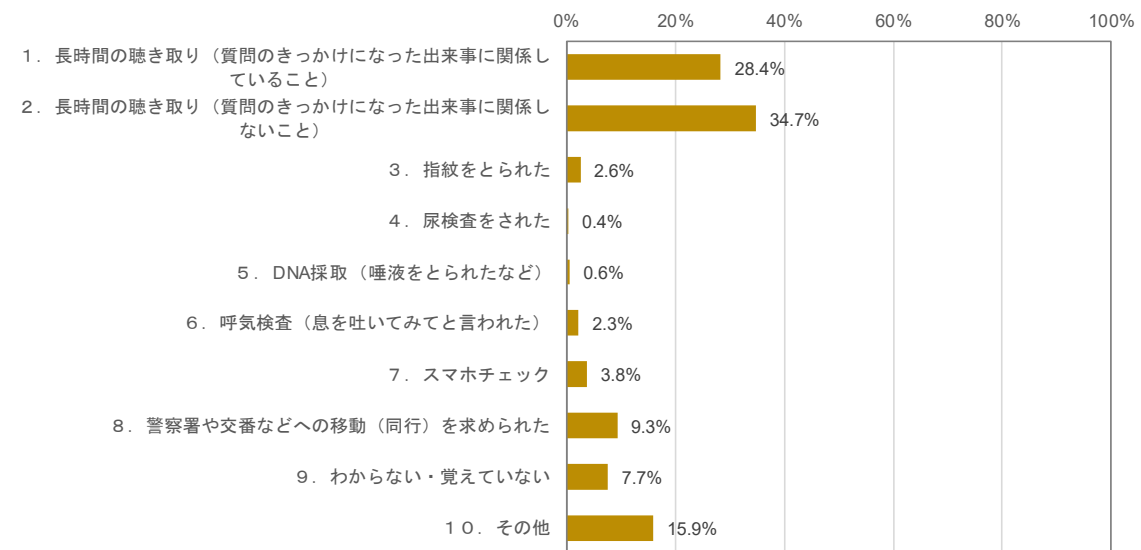
荷物等のチェックをされた人のうち、「カバン」と回答した人が 78.4%と最も多く、次いで「財布・カード入れ等」(65.0%)、「ポケットの中」(58.6%)と続いた(問 31)。

問 32 荷物等の検査の場所 (N =652)



荷物等のチェックをされた人のうち、「その場で行われた」と回答した人が 90.3%と、圧倒的多数の人が職務質問の場で荷物等の確認をされている(問 32)。

問 33 荷物等の検査以外に行われたこと（N =1318、複数回答）

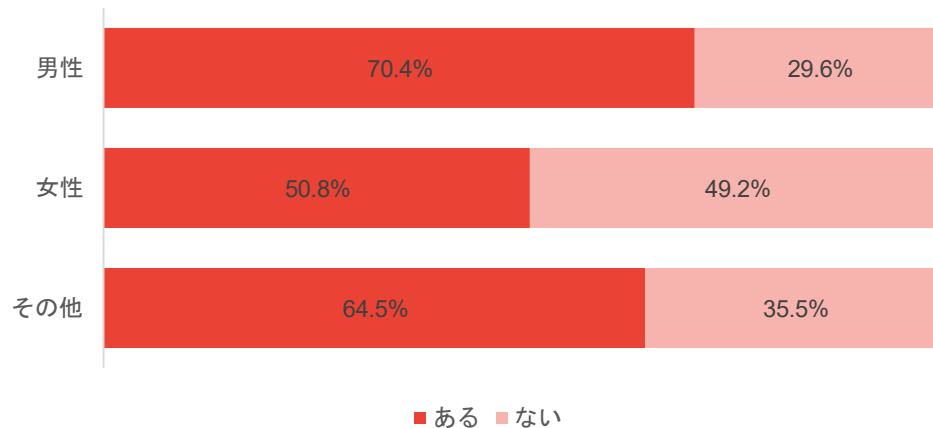


過去 5 年くらいの間に職務質問を受けた人のうち、質問のきっかけになった出来事に関係しないことについての長時間の聴き取りを受けたと回答した人が 34.7%、質問のきっかけになった出来事に関係することについて長時間の聴き取りを受けたと回答した人が 28.4%と、合計 63.1%の人が長時間の職務質問を受けていた（問 33）。

4 調査結果（クロス集計）

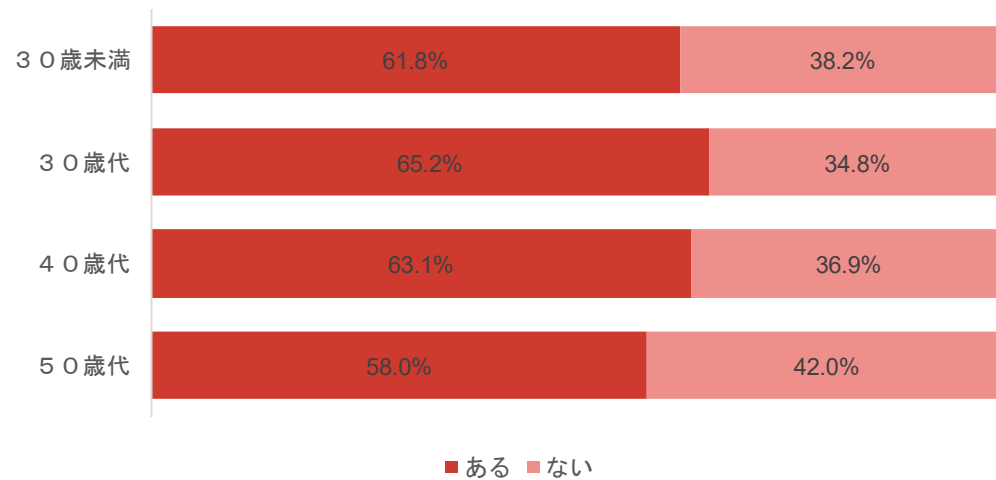
4.1 問 11（過去 5 年の職質経験）のクロス集計

問 1（性別）×問 11（過去 5 年の職質経験）



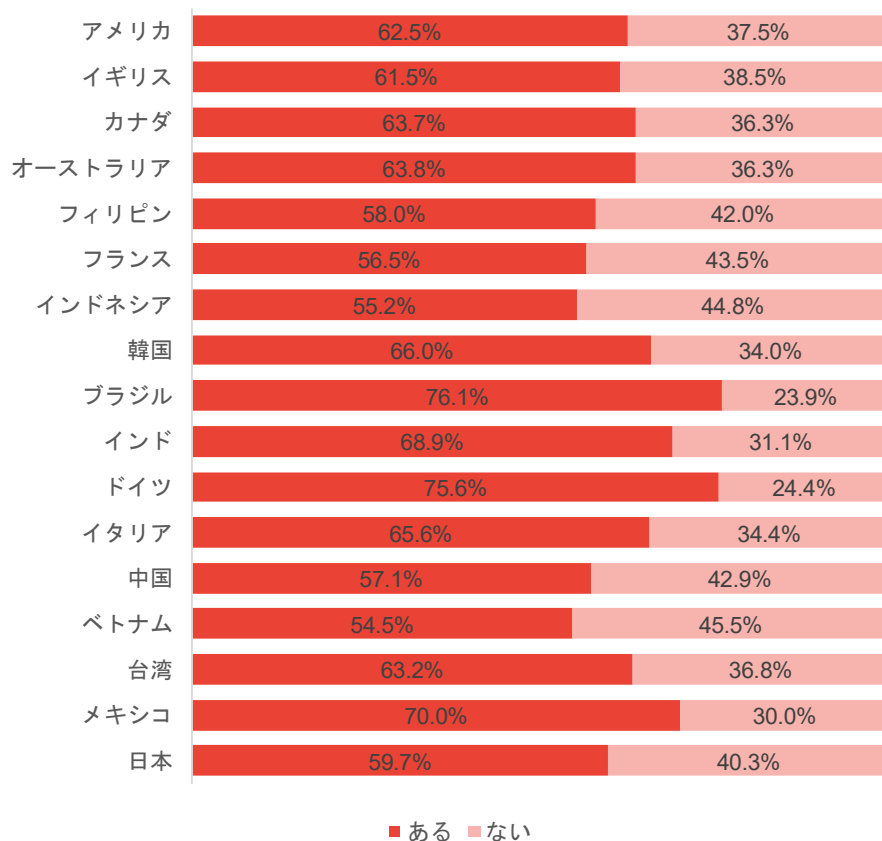
性別と過去 5 年くらいの間の職質経験の有無との関係では、男性が 70.4%経験したと回答したのに対して、女性は 50.8%という結果であり、ジェンダーによって大きな開きが見られた。

問 2（年齢）×問 11（過去 5 年の職質経験）



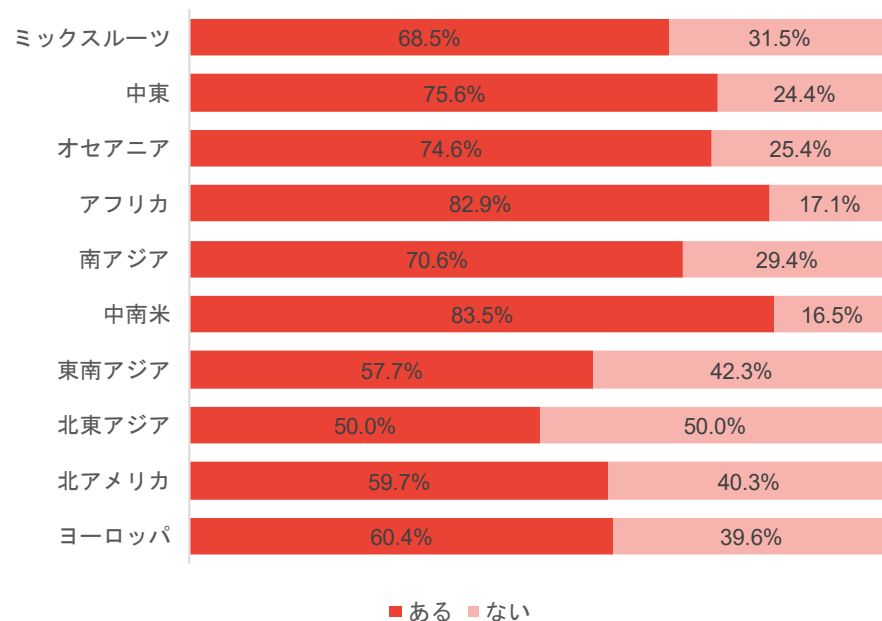
年齢と過去 5 年くらいの間の職質経験の有無との関係では、30 歳代が 65.2%と一番割合が多かったが、全体として大きな差は見られなかった。

問 3（国籍） × 問 11（過去 5 年の職質経験）



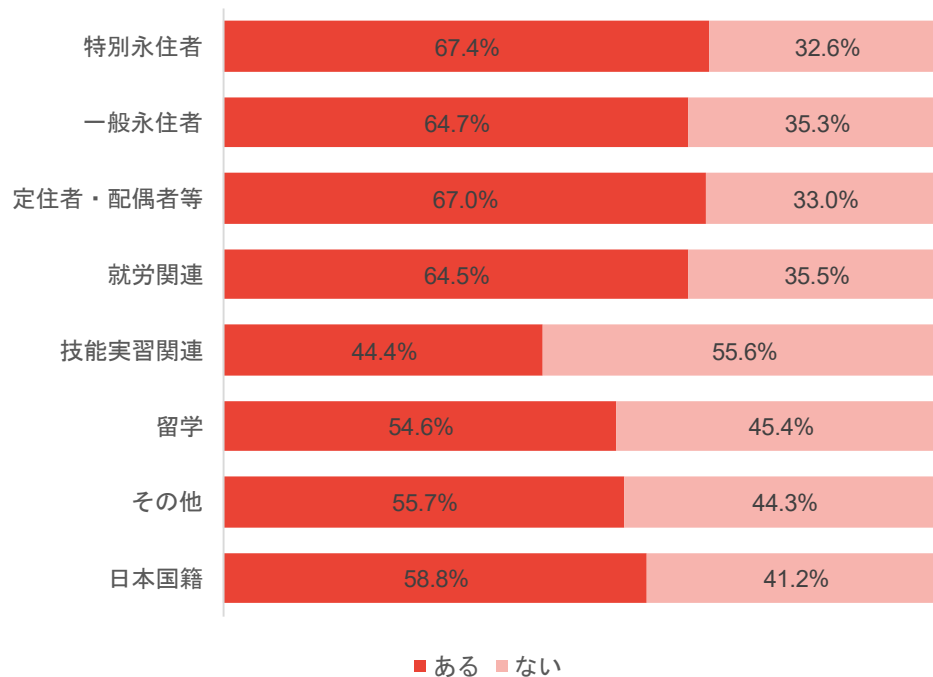
国籍と過去 5 年くらいの間の職質経験の有無との関係では、職質経験があると答えた人はブラジル国籍が 76.1%と最も高く、次いでドイツが 75.6%、メキシコが 70.0%と続いた。最も少ないベトナム国籍でも、54.5%の回答者が過去 5 年くらいの間に職務質問を受けていた。

問 4（民族的ルーツ） × 問 11（過去 5 年の職質経験）



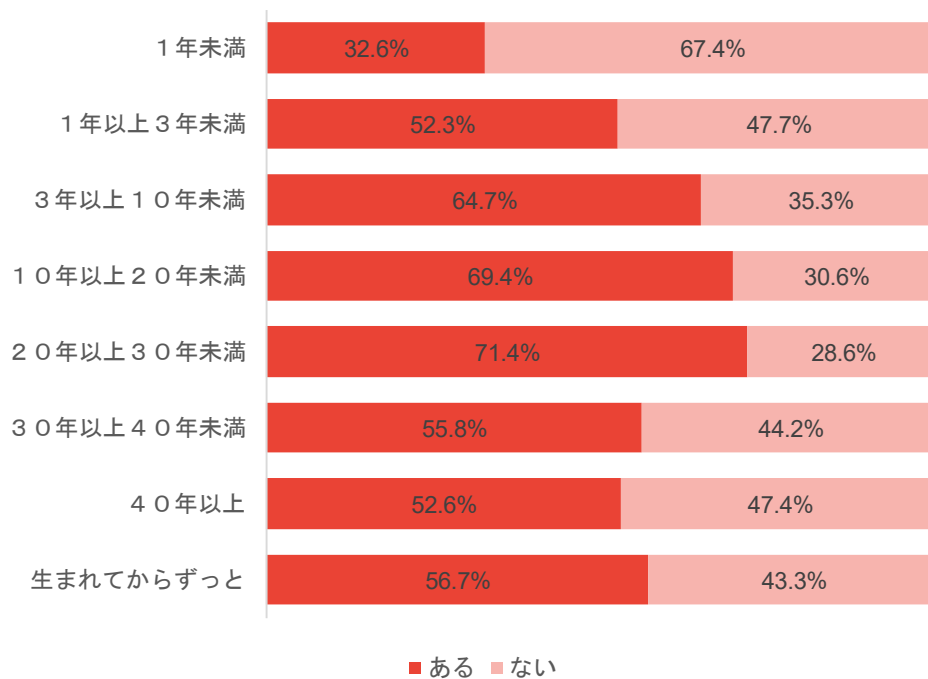
全体的に「ある」と回答した人の割合が高いが、とりわけ一番多かったのは中南米で 83.5%であった。次いで、アフリカが 82.9%、中東が 75.6%の順で高い数値であった。もっとも、一番低い北東アジアでも 50.0%の回答者が過去 5 年くらいの間に職務質問を受けていた。比較的低い割合である北アメリカでも 59.7%、ヨーロッパでも 60.4%であった。

問 5（在留資格）×問 11（過去 5 年の職質経験）



在留資格と過去 5 年くらいの間の職務質問の関連では、多い順に特別永住者が 67.4%、定住者・配偶者が 67.0%、一般永住者 64.7%、就労関連 64.5%となるが、とくに顕著な傾向は見られない。なお技能実習関連が 44.4%と低いのは、一般にこの資格に該当する人が職務質問されるような状況に遭遇しにくい生活形態にあるからではないかという推測は可能だが、今回の調査ではそもそも技能実習関連に該当する人が 0.4%（9 人）ときわめて少ないため、今回のデータをもとにこれ以上の議論をすることは困難である。

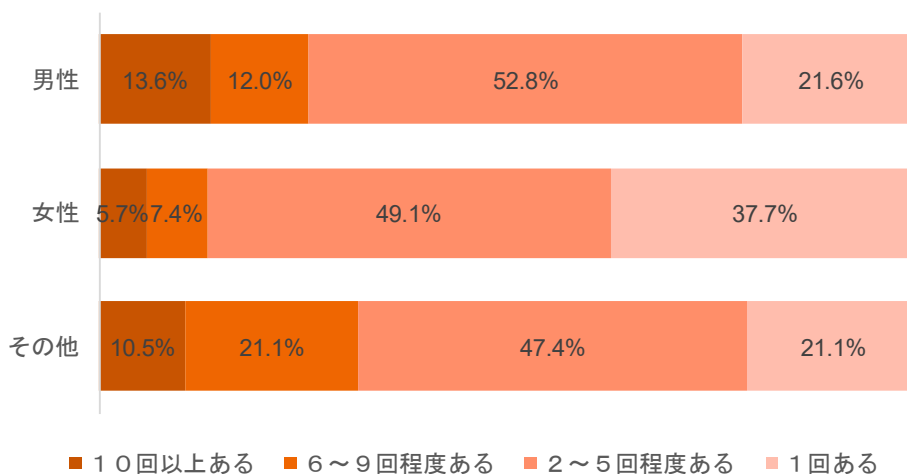
問 6（日本での居住年数） × 問 11（過去 5 年の職質経験）



日本での居住年数と過去 5 年くらいの間の職質経験との関係では、30 年未満については、わずかながら居住年数が長いほど職質をされる頻度が高い傾向がみられた。少なくとも、居住年数が増えて日本社会に馴染んでいったとしても、職質をされる頻度が下がるわけではないことがわかる。

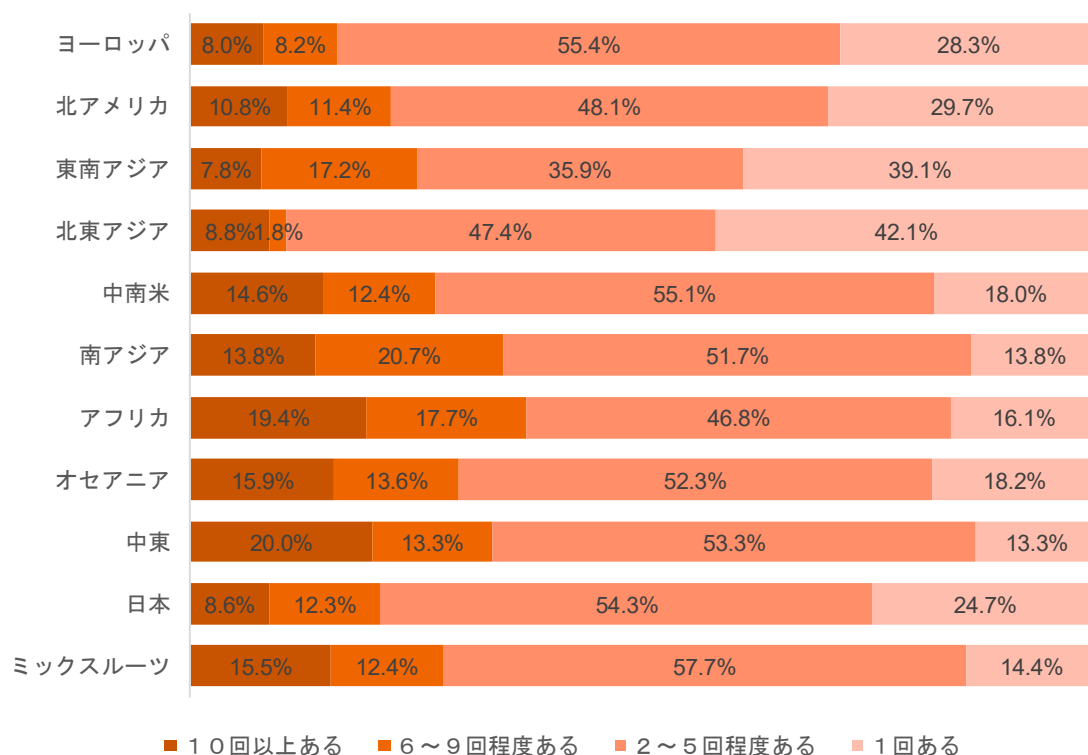
4.2 問 12（過去 5 年の職質回数）のクロス集計

問 1（性別） × 問 12（過去 5 年の職質回数）



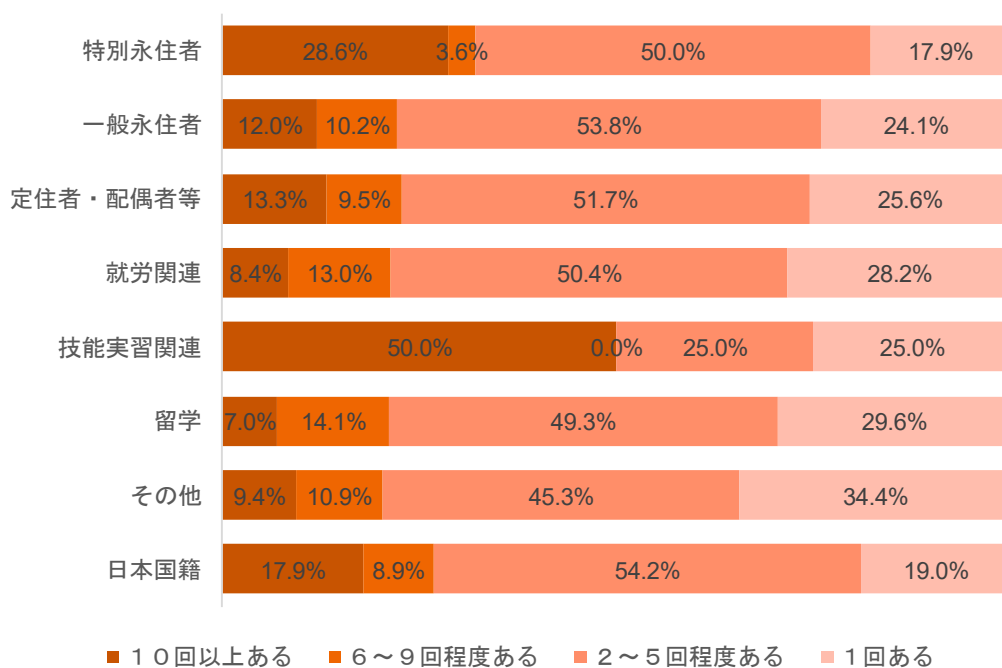
性別と過去 5 年の職質回数の関連では、先ほど見た職質経験の有無と同様、男性が女性に比べて職質回数が多くなる傾向が見られる。

問 4（民族的ルーツ） × 問 12（過去 5 年の職質回数）



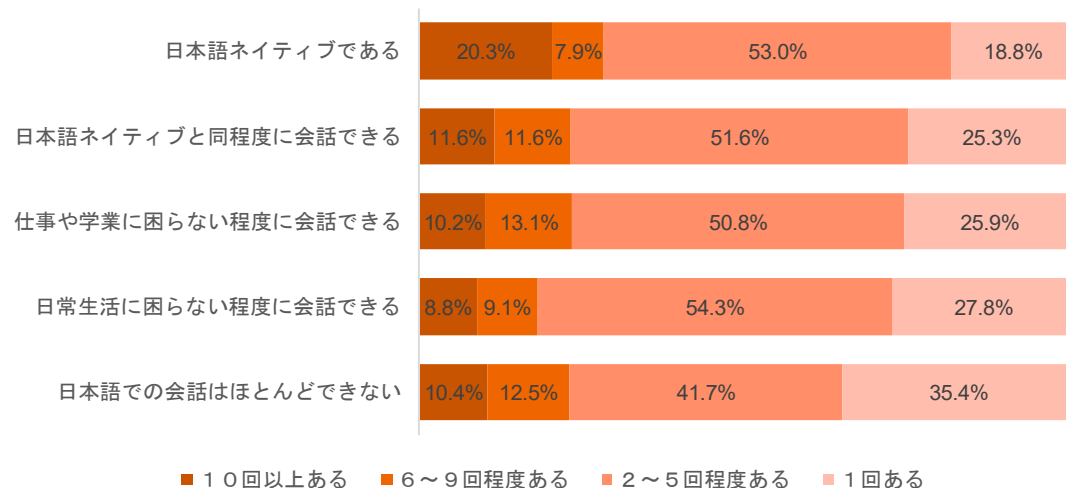
民族的ルーツと職質回数の関連については、「10 回以上」「6～9 回」の合計で見ると、多い順にアフリカ（37.1%）、南アジア（34.5%）、中東（33.3%）となり、職務質問の回数が「見かけ」によって一定の影響を受けていることがうかがえる。逆に北東アジアについては、同じく「10 回以上」「6～9 回」の合計が 10.6%と、顕著に低い値となっている。

問 5（在留資格） × 問 12（過去 5 年の職質回数）



過去 5 年くらいの間における職質回数と在留資格の関係では、技能実習関連の在留資格の人々の半数（50%）が「10 回以上ある」と回答した。他の在留資格では、「2～5 回程度」と回答した人々が約半数であることを考えると、技能実習関連の人々は繰り返し職務質問をされる頻度が顕著に高いことがわかる（ただし問 11 のクロス集計でも確認したように、今回の調査対象者には技能実習関連の人がごくわずかしかな含まれていないことには引き続き注意が必要である）。

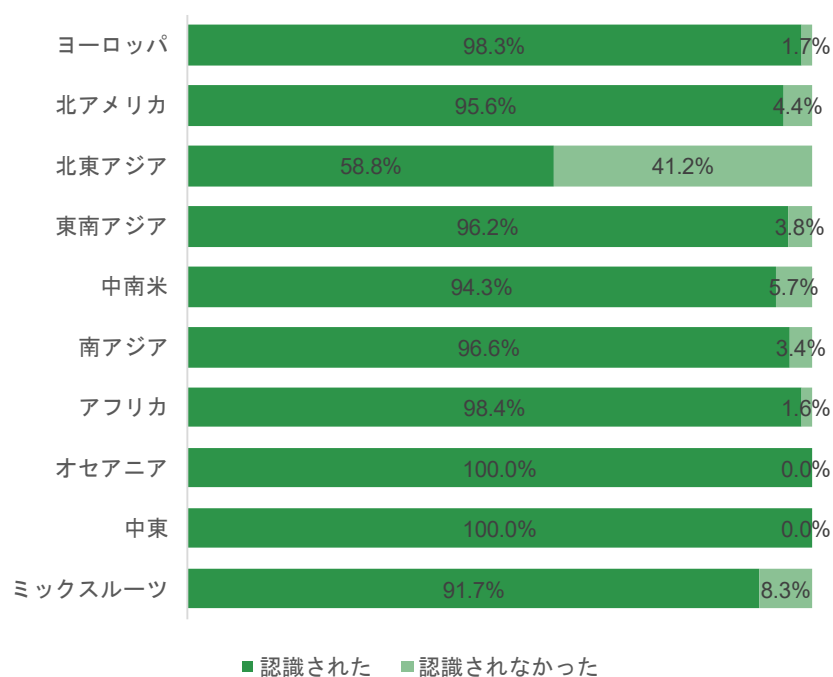
問 7（日本語会話能力）×問 12（過去 5 年の職質回数）



日本語会話能力が高い方が、過去 5 年くらいの間における職質回数が多くなる傾向が僅かではあるがみられた。少なくとも、日本語会話能力が高かったとしても、職質をされる頻度が下がるわけではないことがわかる。

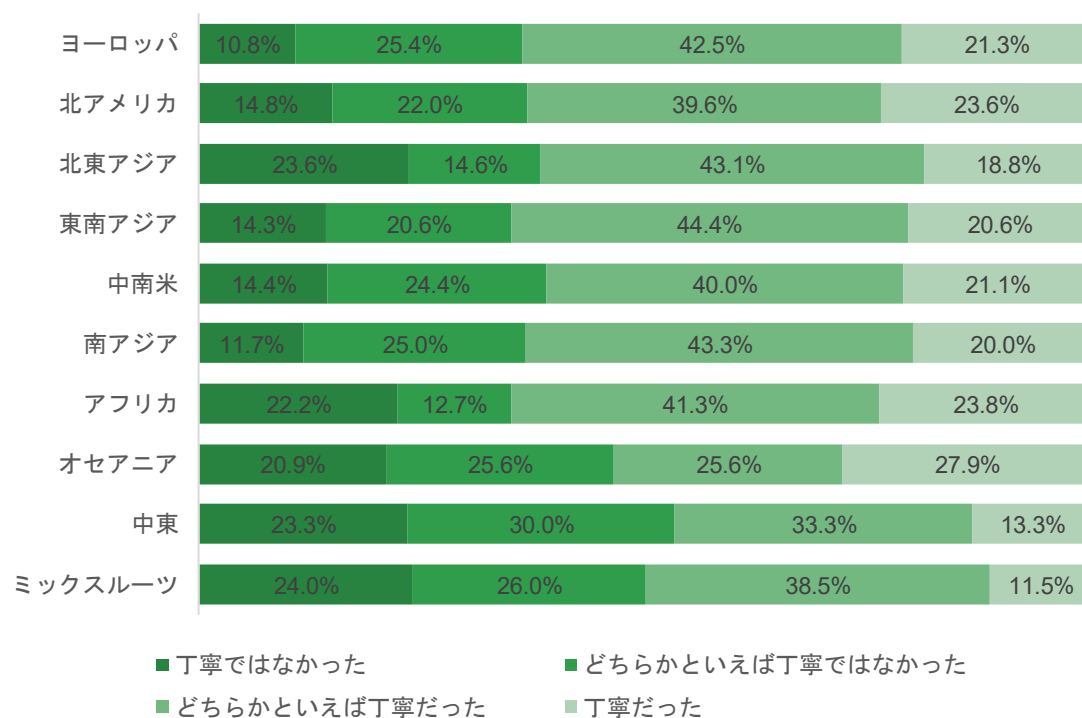
4.3 問4（民族的ルーツ）のクロス集計

問4（民族的ルーツ）×問19（外国ルーツだと認識されたか）



北東アジアを民族的ルーツとする回答者については、他の地域にルーツを持つ人たちと比べて、外国ルーツだと認識されたとする人の割合が 58.8%と顕著に低かった。

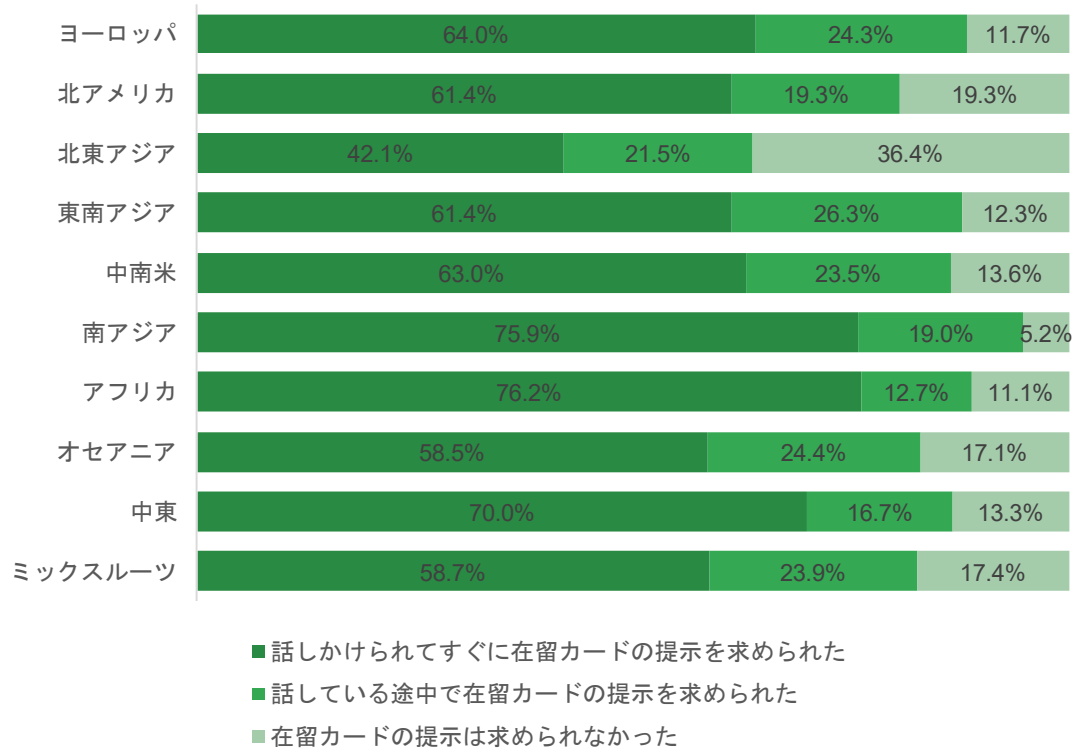
問4（民族的ルーツ）×問23（警察官の態度）



警察官の態度が「丁寧ではなかった」、「どちらかといえば丁寧ではなかった」と回答し

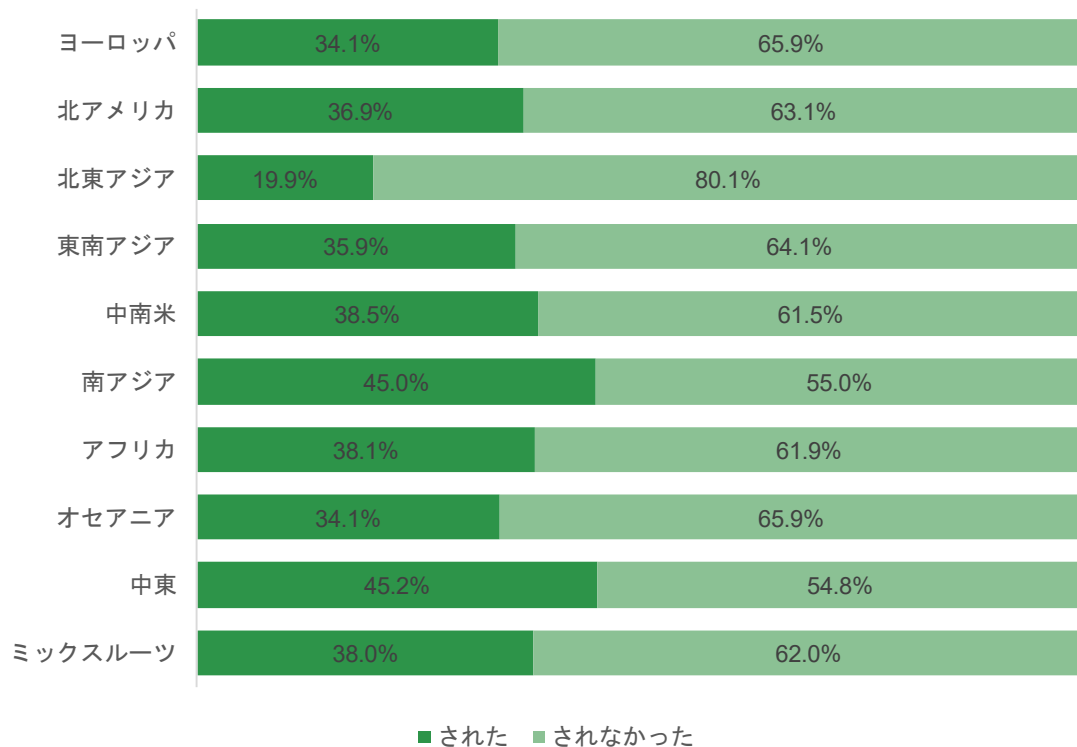
た割合が高かったのは、中東（53.3%）、ミックスルーツ（50.0%）、オセアニア（46.5%）、の順であった。「丁寧ではなかった」との回答の割合は北東アジア（23.6%）がミックスルーツ（24.0%）に次いで高く、前記の北東アジアにルーツを持つ人々が「外国ルーツだと認識された」とする割合が相対的に低かったという結果とは対照的である。

問4（民族的ルーツ）×問27（在留カードの提示）



北東アジアにルーツを持つ回答者については、話しかけられてすぐに在留カードの提示を求められた人の割合が他の地域にルーツをもつ人々と比較して低い（42.1%）。この背景として、話しかけられてすぐに在留カードの提示を求められた人々は、外見から一見して外国ルーツであると判断されている可能性が高いところ、北東アジアにルーツを持つ人々は外見から外国ルーツと即時に判断されにくい傾向にあると考えられる。

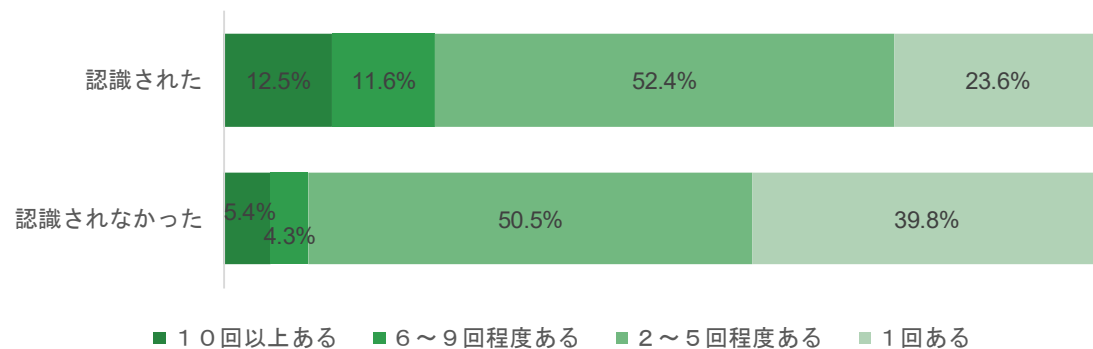
問 4（民族的ルーツ） × 問 33_2（きっかけに関係ない長時間の聴き取り）



他の地域にルーツを持つ人々と比較すると、北東アジアにルーツを持つ人々は、きっかけに関係ない長時間の聴き取りを受けた人の割合が 19.9%と低い。

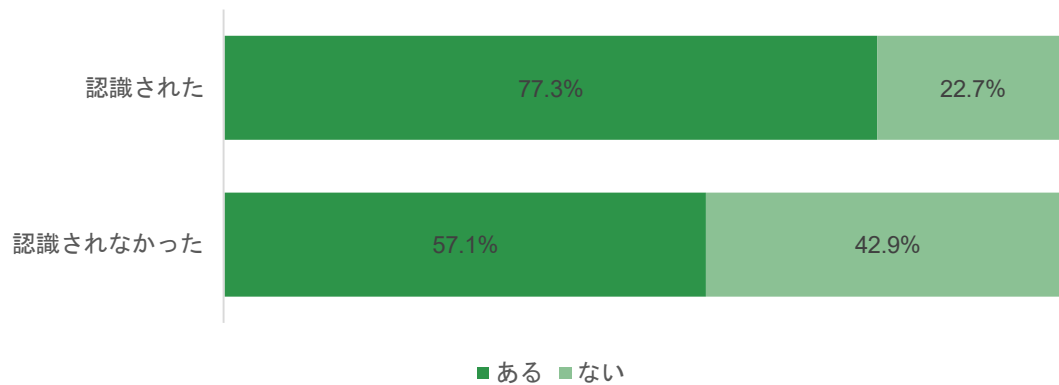
4.4 問 19（外国ルーツだと認識されたか）のクロス集計

問 19（外国ルーツだと認識されたか） × 問 12（過去 5 年の職質回数）



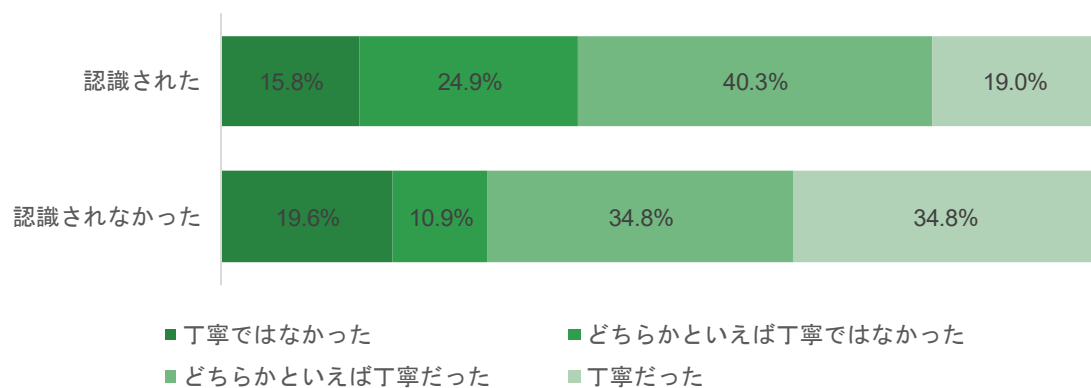
警察官から外国ルーツだと「認識された」と回答した人々の 76.5%が、過去 5 年くらいの間で 2 回以上の職務質問を経験しており、「認識されなかった」と回答した人々における割合（60.2%）と比べると明らかに高いことがわかる。特に、過去 5 年くらいの間で 6 回以上の職務質問を経験した人々の割合では、「認識された」とする人々の割合（24.1%）が「認識されなかった」とする人々の割合（9.7%）に大きく差をつけている。これらのことから、外国ルーツと認識された人々の方が、頻繁に職務質問を受けやすい実態があることがわかる。

問 19（外国ルーツだと認識されたか） × 問 13（職質で気分を悪くした経験）



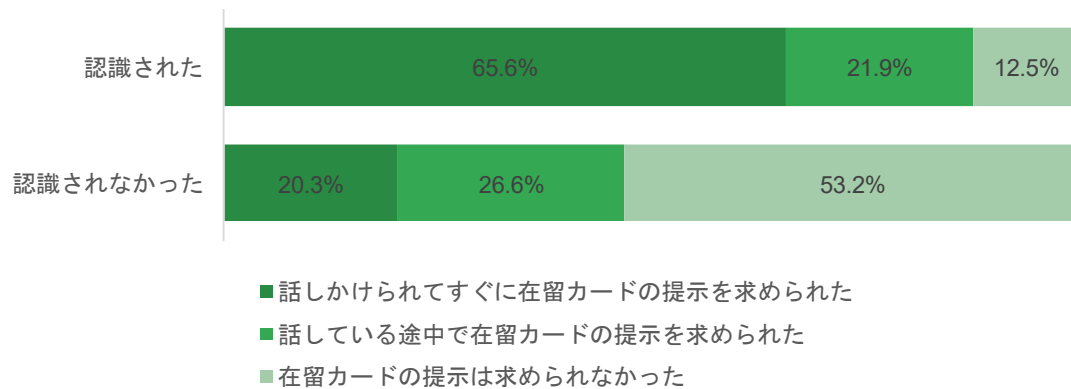
外国ルーツだと認識されて職務質問を受けている人々のうち 77.3%の人が「気分を悪くした」と回答している。これは外国ルーツだと認識されずに職務質問を受けたと回答している人々のうち「気分を悪くした」と回答した人々（57.1%）と比較すると、20 ポイント以上高い割合である。

問 19（外国ルーツだと認識されたか） × 問 23（警察官の態度）



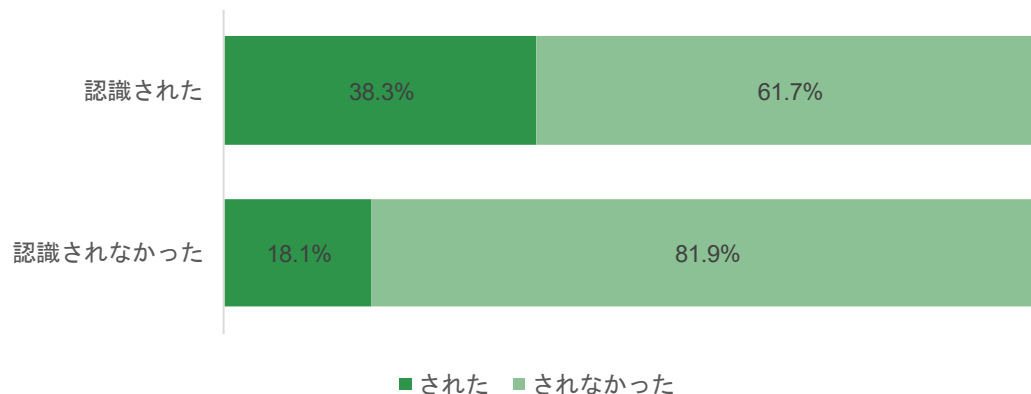
警察官の態度につき、外国ルーツだと認識されて職務質問を受けている人々のうち 40.7%の人が「丁寧でなかった」あるいは「どちらかといえば丁寧でなかった」と回答している。これは外国ルーツだと認識されずに職務質問を受けたと回答している人々のうち同様の回答をした人々の割合（30.5%）と比較すると約 10 ポイント高い。

問 19（外国ルーツだと認識されたか） × 問 27（在留カードの提示）



外国ルーツと認識された人々のうち 65.6%の人が、話しかけられてすぐに在留カードの提示を求められている。一方、認識されなかったとしている人々のうち 20.3%の人々も、話しかけられてすぐに在留カードの提示を求められている。これは、回答者の主観としては外国ルーツと認識されていないと感じていても、警察官の側からは一見して外国人という前提で職務質問を開始している事案が一定数存在していることを示唆していると考えられる。

問 19（外国ルーツだと認識されたか） × 問 33_2（きっかけに関係ない長時間の聴き取り）



外国ルーツだと認識されて職務質問を受けている人々のうち、4 割近い 38.3%の人が「きっかけに関係ない長時間の聴き取り」を経験している。これは外国ルーツだと認識されずに職務質問を受けたと回答している人々のうち同様の回答をした人々の割合（18.1%）の倍以上である。このことから、外国ルーツと認識されることと、きっかけに関係ない長時間の聴き取りには一定の相関関係があると推認できる。

5 調査結果（自由記載）

5.1 頻出単語一覧

表 3 は、日本語回答のうち、問 34 の自由記載における頻出単語を抽出したものである。分析には KHCoder と MeCab を用いた。なお、カウントは回答者数で行っており、一つの文書の中に同一の単語が複数回使われた場合でも一つとしてカウントしている。

表 3 頻出単語：日本語

抽出語	文書数	抽出語	文書数	抽出語	文書数
外国	64	前	11	ハーフ	6
思う	56	丁寧	11	扱い	6
声	48	交番	10	違法	6
警察	44	周り	10	一緒	6
質問	43	対応	10	解放	6
警察官	38	特に	10	帰る	6
日本人	35	不愉快	10	疑う	6
感じる	34	友人	10	敬語	6
人	34	意味	9	検査	6
言う	31	考える	9	財布	6
理由	31	行為	9	侵害	6
職	30	国籍	9	大変	6
職務	29	質す	9	盗難	6
差別	28	答える	9	路上	6
日本	28	怖い	9	話しかける	6
態度	27	変わる	9	話す	6
見た目	25	ほしい	8	タメ	5
見る	25	荷物	8	ルーツ	5
カード	24	掛ける	8	威圧	5
聞く	24	決めつける	8	維持	5
在留	23	最初	8	外見	5
止める	22	出る	8	韓国	5
悪い	20	場合	8	急ぐ	5
見せる	20	籍	8	拒否	5
自分	19	提示	8	強制	5
不快	19	普通	8	近く	5
日本語	17	服装	8	結局	5
怪しい	15	歩く	8	見かける	5
経験	15	明らか	8	行動	5

多い	15	感じ	7	治安	5
チェック	14	言葉	7	終わる	5
自転車	14	行う	7	身分	5
受ける	14	黒人	7	大きい	5
犯罪	14	使う	7	断る	5
嫌	13	思い	7	男性	5
時間	13	失礼	7	調査	5
分かる	13	取る	7	電話	5
印象	12	住む	7	登録	5
確認	12	情報	7	非常	5
気持ち	12	人権	7	不安	5
求める	12	説明	7	友達	5
行く	12	知る	7	パトカー	4
今	12	伝える	7	違う	4
持つ	12	白人	7	英語	4
人種	12	必要	7	駅	4
判断	12	本当に	7	家	4
気分	11	目	7	格好	4
警官	11	理解	7	完全	4
仕事	11	話	7	関わる	4
少し	11	カバン	6	関係	4

表 4 は、英語回答のうち、問 34 の自由記載における頻出単語を抽出したものである。なお、カウントは回答者数で行っており、一つの文書の中に同一の単語が複数回使われた場合でも一つとしてカウントしている。

表 4 頻出単語：英語

抽出語	文書数	抽出語	文書数	抽出語	文書数
be	672	want	60	come	31
I	617	also	58	day	31
they	418	always	57	find	31
it	395	experience	57	ID	31
not	356	question	57	often	31
have	314	wrong	53	racial	31
my	309	year	53	talk	31
do	301	anything	52	job	30
police	283	then	52	more	30

feel	237	friend	51	where	30
stop	231	live	51	especially	29
japanese	180	what	51	law	29
time	178	residence	50	lot	29
foreigner	155	seem	50	need	29
just	144	show	50	thing	29
when	141	take	49	first	28
ask	137	nothing	47	more	28
check	124	give	46	unnecessary	28
very	123	happen	46	however	27
people	121	home	46	only	27
officer	109	person	45	treat	27
reason	106	way	45	car	26
make	100	bad	44	once	26
other	98	suspicious	44	situation	26
think	98	understand	44	bike	25
go	89	foreign	43	still	25
question	89	that	43	well	25
approach	83	try	43	believe	24
look	82	something	42	call	24
say	82	street	42	criminal	24
we	82	speak	40	incident	24
even	78	which	40	place	24
so	74	how	39	racially	24
Japan	73	area	37	clearly	23
you	72	let	37	explain	23
polite	71	crime	36	humiliating	23
see	71	target	36	now	23
know	70	same	35	annoying	22
never	70	use	35	answer	22
card	69	bicycle	34	bag	22
get	69	search	34	embarrassing	22
walk	68	uncomfortable	34	fact	22
why	67	i	33	good	22
work	64	leave	33	racist	22
he	63	rude	33	random	22
tell	63	here	32	simply	22

many	61	profile	32	case	21
station	61	profiling	32	clear	21
who	61	really	32	country	21
only	60	too	32	white	21

5.2 分析

自由記載は日本語での回答が 498 通中 246 通（日本語回答数はルビなしとルビありの合計）、英語での回答が 1589 通中 862 通と、約半数近くの回答者が自由記載に回答を寄せた。

以下、自由記載欄における特徴を、①差別・レイシャルプロファイリングに関する記述、②「国籍」による警察官の態度の変化を示す記述、③警察官の態度の悪質さを示す記述、④不審事由の有無に関する記述、⑤在留カードの提示に関する記述、⑥長時間の職務質問に関する記述、⑦事実上職務質問が任意であることが否定されていたことを疑わせるような記述、の 7 つに分類して記載する。

①差別・レイシャルプロファイリングに関する記述

日本語自由記載については、「差別」が頻出単語として現れている（文書数 28）（以下、文書数については数字のみ記載する。）。

英語の自由記載については”discrimination”という単語は上位頻出単語には挙がっていないものの、profile(32), racial(31), racially(24) , racist(22) といった、レイシャルプロファイリングそのものに関する単語が検出された。

どちらの言語についても警察官の職務質問が「差別的」又は「レイシャルプロファイリングである」と感じた人が一定数見られた。

②「国籍」による警察官の態度の変化を示す記述

これは主に日本語での自由記載でいくつか例が挙げられている。抽出語例としては、外国（64）、日本人（35）、日本（28）、態度（27）、国籍（9）、ハーフ（6）、等が挙げられる。

「外国籍だと分かった途端に態度が変わった」という記述については、例えば、特別永住者からのコメントが、「日本国籍だと分かった途端に態度が変わった」という記述については、ミックスルーツの日本国籍を有する回答数保持者からのコメント等が見られた。いずれにせよ、「国籍」について「日本国籍ではない者である」又は「日本国籍を有する者である」と分かった途端に警察官の態度が変わったという点において、「人種差別に当たるのではないか」という疑義を強める対応である。

③警察官の態度の悪質さを示す記述

日本語自由記載では、不快（19）、不愉快（10）、怖い（9）、失礼（7）、敬語（6）、タメ（5）、威圧（5）等、英語自由記載では、uncomfortable(34), rude(33), humiliating(23), annoying(22), embarrassing(22) 等の単語が警察官の態度の悪質さを示す単語として検出された。

「不快」「不愉快」「失礼」等の抽象度が高い回答だけではなく、「敬語を使わないでタメ口を使う」等の具体的な記載も見られたのが特徴的である。

これは、過去 5 年くらいの間に職務質問を受けた人のうち、70.3%の人が警察官の質問・態度で気分を悪くした経験があると回答した結果にも合致する（問 13）。

④不審事由の有無に関する記述

「他に怪しい人がいる」等、警察官から声をかけられた人としては、不審事由はなく「外国人または外国にルーツを持つ人である」ということ以外に職務質問をされる理由がないと感じたこと示す記述も見られた。日本語自由記載としては、怪しい(15)、判断(12)、周り(10)、決めつける(8)、明らか(8)等、英語では reason(106), only(60), suspicious(44), clearly(23), clear(21) 等が挙げられる。

これらの記述では、周囲に日本人(と見られる)人には職務質問をされずに、「外国人風」という見た目の自分「だけ」が職務質問をされたことについて「人種差別や偏見に基づくものではないか」という声が多数寄せられた。

これらの記述は、過去5年くらいの間に職務質問を受けた人のうち、76.9%の人が、「外国人又は外国にルーツを持つ人である」こと以外に警察官から声をかけられる理由、即ち警察官職務執行法第2条における「不審事由」はなかった認識であると回答していた結果(問21)に合致する。

⑤在留カードの提示に関する記述

日本語、英語共に在留カードの提示に関する記述は多く見られた。日本語の抽出語例としては、カード(24)、在留(23)等が、英語の抽出語例としては、check(124), card(69), residence(50), ID(31) 等が挙げられる。

これについても、過去5年くらいの間に職務質問を受けた人のうち、「話しかけられてすぐに在留カードの提示を求められた」と回答した人が56.4%、「話している途中で在留カードの提示を求められた」と回答した20.6%と合計77%の回答者が職務質問中に在留カードの提示を求められたと回答した結果に合致するものである。(問27)

⑥長時間の職務質問に関する記述

日本語、英語共に長時間の職務質問に関する質問が見られた。日本語では、チェック(14)、時間(13)、荷物(8)、解放(6)等、英語では time(178), check(124), question(57), unnecessary(28)等の単語が検出された。英語では waste of my time といった「時間の無駄」といった記載もみられた。

これらの記述は、過去5年くらいの間に職務質問を受けた人のうち、質問のきっかけになった出来事に関係しないことについての長時間の聴き取りを受けたと回答した人が34.7%、質問のきっかけになった出来事に関係することについて長時間の聴き取りを受けたと回答した人が28.4%と、合計63.1%の人が長時間の職務質問を受けていたという結果(問33)に合致する。

⑦事実上職務質問が任意であることが否定されていたことを疑わせるような記述

日本語、英語共に事実上職務質問が任意であることが否定されていたことを疑わせるような記述が見られた。日本語では、理由(31)、ほしい(8)、伝える(7)、終わる(5)等が、英語では、feel(237), reason(106), question(57), tell(63), want(60)等の単語が検出された。

これらの回答は、過去5年くらいの間に職務質問を受けた人のうち、89.8%の人が、警察官から「質問に答えたくないことは答えなくて構わない」と説明されなかったと回答し(問

28)、「質問を終わりにしてほしいと伝えたが、警察官はそのまま質問を続けた」と回答した人が 30.0%（問 29）という結果に馴染むものである。

5.3 具体例

①差別・レイシャルプロファイリングに関する記述

【日本語】抽出語例：差別（28）

（例 1）「仕事をしていることがわかるが、外国人だからこそ路上や空港内で大勢の人々の前で犯人のように調査されるのはとても差別的だと感じています。周りの人たちから不審者だと思われてもおかしくないぐらい気持ちが悪いです。」

（例 2）「普通に歩いているところに、おい、と声をかける事自体不愉快。聞き方、接し方からして、完全な人種差別。外国人という事以外で声をかける要素があったのか、説明してほしい。」

（例 3）「見た目だけで薬などを持っているのではと疑われた。終始乱暴で失礼な態度で、いきなりズボンに脱がされ、下のものを見られた。侮辱だし差別的。とても心が傷ついた。何も持っていないのを確認したら、謝りもせず、脱がせたまま立ち去っていった。本当に失礼だし、警察官としてありえない。」

【英語】抽出語例：crime(36), target(36), profile(32), profiling (32), racial(31) ,racially(24), criminal(24), racist(22)

（例 1）I feel racially profiled and treated like I am committing a criminal offense.
（私は人種に基づいてプロファイリングされ、犯罪者扱いされたと感じています。）

（例 2）I feel like my human rights have been abused, i feel afraid of Japanese police. I feel racially profiled and targeted.

（人権が侵害されているように感じます。日本の警察が怖いです。レイシャルプロファイリングされ、標的にされていると感じています。）

②「国籍」による警察官の態度の変化を示す記述

【日本語】抽出語例：外国（64）、日本人（35）、日本（28）、態度（27）、国籍（9）ハーフ（6）、等

（例 1）「盗難自転車のネズミ捕りだったと思います。最初は敬語で話しかけてくれていましたが、ブラジル国籍だと分かった途端口調から敬意が無くなり無線で 2 人ほど応援を呼ばれました。そのご、親戚から借りた自転車であった為、照会に時間がかかりましたが、そ

の間も執拗に個人情報や経歴を開示させられました。私が『日本国籍の方にも同様な対応ですか？』と聞くと警察官は『外国籍だということなんで細かく調べています』と、言われました。」

（例 2）「具体的な違法行為やそれが疑われる状況ではないのに、怪しいという思い込みで来られるので不愉快。在留カードを見せて外国人だと分かるとさらに態度が威圧的になる。」

（例 3）「外国籍とわかると態度が変わる人が多いので怖い」

（例 4）「日本人ですと言えばすぐに釈放してくれるが、空港に行けば必ず話しかけられ、しつこいし大声なので周りの人もびっくりしているのがわかり恥ずかしい。」

（例 5）「見た目から勝手に国籍やルーツを推測され、こちらが誤った憶測（日本国籍を持っているのに勝手に外国籍という前提で話を進めた）について指摘しても謝罪の一言もないことに怒りを感じました。私の名前にカタカナが含まれているというだけでとてもパーソナルな質問をしてきたりと、私の気持ちは全く考慮されていないと感じました」

（例 6）「外国人と判明すると態度が変わる」

（例 7）「私は日本人ですが、旦那さんが見た目も日本人の日系アメリカ人なので、最初は素通りされ、英語で会話してることに気づいた直後横暴な態度で職質されました。態度が横暴すぎて本物の警察かも分からず、これがあるだろ！？って警察手帳も見せられましたが本物は見たことないので本物か判断できませんでした。」

③警察官の態度の悪質さを示す記述

【日本語】抽出語例：警察（44）、警察官（38）、態度（27）、不快（19）、気分（11）、警官（11）、不愉快（10）、怖い（9）、言葉（7）、失礼（7）、敬語（6）、タメ（5）、威圧（5）等

（例 1）「こっちが日本語で敬語を使って日本人以上に丁寧に話をしているのにとても失礼な態度をとるのでイライラしました。」

（例 2）「警察官の態度が悪すぎる。職質の押し付けが不快に感じる。」

（例 3）「少し質問内容と逸れるが在留資格を確認後、『日本語上手だね〜』と言われ日本生まれ日本育ちだと言うと『じゃあ大丈夫』と言ってすぐ職質を終えた、その意味も分からないし不快だった。」

（例 4）「不愉快、一緒にいた日本人の友人には何もなく、自分のみ職質。理解不能。」

（例 5）「職務質問を受ける際に、出自やルーツを問われたが、どういう意図で確認されて

いるのか単純に疑問に思った。もし見た目の""外国人っぽさ""が職務質問をするひとつの基準になっているのであれば大変失礼な話と思う。」

(例 6)「敬語を使ってほしい。タメ口は外国人だからって見下されてる感覚になる。こっちはきちんと日本語が話せるってわかった上でタメ口は失礼すぎる。」

(例 7)「職務質問には協力しますが、態度と言葉使いがしっかりないまま高圧的な態度を取られてしまうと、自分が犯罪者であるかのように思えてきて気分が悪くなります。」

(例 8)「横柄な言葉遣いが多い。荷物検査を拒否すると『何かやましいことがあるから見せたくないのか』と言われた。一緒にいる妻が警察手帳を見せるように言ったり、職質は任意であり矯正（下線部につき原文ママ）ではないという態度を変えるなど、日本人に対してと外国人に対してで扱いが違う。レイシストだと思った。」

(例 9)「外国人であることが分かった途端警察官の態度が急変しタメ口で職務質問が行われた。その経験がトラウマになり今は帰国を考えている。」

(例 10)「丁寧そうに声をかけてきても結局はこちらを疑ってるので慇懃無礼に感じるし、威圧的でもありすぐには解放されないので非常に精神的な負担が大きく、その後も嫌な記憶が残り時折思い出して嫌な気分が続く。」

(例 11)「日本の警察に言われたことでとても腹を立てていて、尚且つとても悲しい思いをしました。日本で生まれ育ちましたが、『お前ら外国人は国に帰れや、外人に実験（下線部につき原文ママ）などない！国に帰れ！家族そろって国に帰れ！』と怒鳴り付けられました。そんなことを言われて、精神的に参ってます。と返事をしたら、笑いながらバカにされました。日本国、政府、警察がこんなことをしていいのか、警察を見るたびに怯えています。」

【英語】抽出語例：uncomfortable(34), rude(33), treat(27), humiliating(23), annoying (22), embarrassing (22)

(例 1) It's humiliating, insulting and very uncomfortable
(それは屈辱的で、侮辱的で、非常に不快です。)

(例 2) Many times the police see that I'm a foreigner and turn around just to question me and ask for my residence card. Most experiences have been uncomfortable and police are often rude.

(警察は私が外国人であることに気づき、振り向いて尋問し、在留カードの提示を求めることがよくあります。ほとんどの経験は不快なものであり、警察はしばしば失礼です。)

(例 3) I was uncomfortable that they came to my house and asked me personal details. I had never experienced that before and wondered if it was because I was foreign.

(彼らが私の家に来て個人的なことを詳細に尋ねたので、私は不快でした。そんな経験は初めてでしたが、それは「私が外国人だからかな」と思いました。)

④不審事由の有無に関する記述

【日本語】抽出語例：怪しい(15)、判断(12)、周り(10)、決めつける(8)、明らか(8)等

(例1)「なぜ職質されたのか聞いたとき、怪しいと思う人には声をかけるといわれたが、なぜ怪しいと思うかは教えてもらったことがない。仕事の帰りに声をかけられたり、見かけ以外に怪しいと思うであろう理由が思いつかない。」

(例2)「自転車の盗難チェックと言って声を掛けるなら通りかかる全ての自転車の人に声を掛けるべき、明らかに飲酒運転をしている自転車や二人乗りが横に通っているのにチェックしないのはおかしい。」

(例3)「怪しいことをしていないのに、声かけられるので、明らかな人種差別です。」

【英語】抽出語例：reason(106), only(60), suspicious(44), clearly(23), clear(21)等

(例1) I couldn't understand why they targeted me, i was just walking, not talking to anyone not doing anything suspicious. It didn't feel good to be asked for ID and being questioned for no reason.

(なぜ彼らが私を狙ったのか理解できませんでした。私はただ歩いていただけで、誰とも話していませんでしたし、疑わしいことをしていませんでした。IDを求められ、理由もなく質問されるのは気分が良くありませんでした。)

(例2) I was sitting in my parked car, in a car park, waiting for my friend. apparently I looked suspicious, despite the fact there were plenty of other Japanese people sitting in their cars too.

(私は駐車場の車の中に座って、友達を待っていました。他にもたくさんの日本人が車に乗っていたにもかかわらず、どうやら私は疑わしいように見えたようでした。)

⑤在留カードの提示に関する記述

【日本語】抽出語例：カード(24)、在留(23)等

(例1)「敷地から10歩も離れていない自宅のごみ捨て場で声かけられ、在留カードを所持していないことで交番まで連行された。学生証をみせて在留カードは家にあるから家まで同行してもいいからみせますとお願いしたものの、扉出る瞬間から在留カード所持していないと犯罪。といわれた。そのまま警察署まで連行され3-4時間ほど全身の(下線部につき、原文ママ)触れられ、指紋をとられ、経緯を質問された。そのあとパスポートのコピーが必要とのことで警察車で家までまたいかれて、自宅やパスポート、自分の顔の写真を20-30枚

撮影された。また、在留カードについてもコピーとりたいから、1ヶ月内に警察署まできて提出しろといわれていたので提出はしたが自宅から警察署がかなり遠く大変だった。」

(例 2)「自分が隠し事ないので、別に警察官が聴き取っても良いですけども、多方の前に止められ、質問されたのは不快な感じがありました。質問された理由も無いし、在留カードに書かれた情報を取られた理由もわからなくて、警察官であっても不安でした。頭にヒジャブがかぶったのでそんな対応では、とっても残念でした。」

(例 3)「声かけの理由が外国人という以外に考えられず不快であった。『もういいです(嫌だという意味)』と言っても解放されず在留カードの提示を求められたため、非常に腹立たしく、免許証を代わりに地面に叩きつけて提示した。その警察は免許証を確認した後やっと解放したが、怒りがおさまらなかったため、近くの交番へ苦情を言いに行った。そこで別の警官にあったことを話したところ、『確かに、日本の警察は偏見を持っていると思う』と話した。本人たちも偏見を自覚しているが、それが当然のように権力を行使しているのは人権侵害だと感じる。」

(例 4)「印象的に残っているのは『かつこいいおねさん(下線部につき原文ママ) 達だからちょっと止めさせてもらった、在留カード持ってる?』と言われたことでした。しかも場所はいつもかよっていたスーパーの前で両手に食べ物の袋を持ちながらいろんな人に見られながらの職質ですごく恥ずかしかった。それ以降自分の好きな服を着る前にこの服は“職質されない服” かなって日本人っぽい服かなって自分に制限をかけるようになった。髪の毛生まれつきすごくカーリーでストレートにしたりお団子にしたりできるだけ目立たないような格好するようになった。職質だけでって思うかもしれないけど私にはそれぐらいトラウマだった。日本で生まれ育ってきたからこそ見た目でめっちゃめっちゃ悩むこと小さい頃からすごく多くて…止められた理由も説明もほやほやで何もないから自分で考えちゃって… 結構辛かったです」

(例 5)「外国人だと決めつけ、開口一番で在留カードの提示を求められる。日本人ですと完璧な日本語で説明したあともとめられる。ひどいケースでは、パスポートの写真を見せるまで執拗に聞かれた。また、口調が丁寧でなく、やたらと言いつけを探してはその場で色々聞かれたり、荷物を漁られる。総じて印象は最悪。」

【英語】抽出語例：check(124), card(69), residence(50), ID(31)等

(例 1) Other times I have been stopped while shopping or sitting in a cafe and asked to show my ID card and asked multiple questions. That makes me uncomfortable since I have done nothing wrong and Japanese people would not be questioned for sitting in a Starbucks.

(また、買い物中やカフェに座しているときに止められ、身分証明書を提示するように求められ、複数の質問をされたこともあります。私は何も悪いことをしていないし、日本人はスターバックスに座していても質問されないのです、私は不快に感じました。)

(例 2) I would like them to introduce themselves by name and division before asking my name and asking for my ID.

(私の名前と ID を尋ねる前に、名前と部門を先に自己紹介してもらいたい。)

⑥長時間の職務質問に関する記述

【日本語】抽出語例：チェック (14)、時間 (13)、荷物 (8)、解放 (6) 等

(例 1) 「時間の無駄」

(例 2) 「職質が任意なのに、事実上は断らせてくれない。2 時間ほど長引く路上で職質を続けたり、大人数で囲まれたりする。答えたくないといっても、100 回ほど同じ質問をされる。」

(例 3) 「外国人だと知られると、しつこく荷物のチェックを求めてくるのがすごく嫌でした。」

(例 4) 「絶対見た目で判断されてるとおもいます。すごく嫌な気持ちになります、時間が無い時断っても絶対に警察署は解放してくれず、荷物チェック終わるまでその場から立ち去らないので受けざるおえない状況を作ってくるのはすごく迷惑だと感じています。」

【英語】抽出語例：time(178), check(124), question(57), unnecessary(28)等

(例 1) It is always an unnecessary waste of my time
(それはいつも不必要なことですし、時間の無駄です。)

(例 2) usually a very uncomfortable experience since I have never been charged with anything since i wasn't doing anything wrong. Mostly just a waste of my time and tax money.

(私は何も悪いことをせず、何も罪を犯したことがないので、通常、非常に不快な経験です。ほとんどの場合、私の時間と税金の無駄です。)

(例 3) It's always embarrassing and very little care is taken by the police to make the questioning more private. They're also normally rude and talk about me in Japanese as if I can't understand.

(それは常に恥ずかしいことであり、警察はよりプライベートな質問をすることについて注意を払っていません。また、彼らはいつも失礼で、私が理解できないかのように日本語で話します。)

⑦事実上職務質問が任意であることが否定されていたことを疑わせるような記述

【日本語】抽出語例：理由 (31)、ほしい (8)、伝える (7)、終わる (5) 等

(例 1) 「逃げないようにする為なのか、財布を解放まで返してくれなかった。理由を聞か

されず腕まくりなど身体検査をされた。外見からの先入観が先行していると思う。」

(例 2)「繰り返し拒否しても、正当な理由を伝えられないまま職質を続けられるのは、非常に不愉快です。また、駅などで明らかに『アジア系』の外見をした人を選んで職質をかけている場面に遭遇したこともあります。せめて職質を拒否できる権利を告げる義務を警察官に課すべきだと思います。」

【英語】抽出語例：feel(237), reason(106), question(57), tell(63), want(60)等

(例 1) I didn't like it. I told them unless they had a warrant (令状) they could not search my belongings or touch me. I said that 職務質問 were voluntary and I would not answer. They became rude and continued asking questions after my refusal.

(私はそれが好きではありませんでした。私は彼らに「令状がないかぎり、私の持ち物を調べたり、私に触れたりすることはできない」と言いました。私は「職務質問は任意であり、私は答えない」と言いました。彼らは無礼になり、私が拒否した後も質問を続けました。)

(例 2) I feel that they think they have the privilege to do so and use pressure to make you follow instructions regardless of the fact that it is voluntary. They usually have the support or direct instructions to do the stops the way they do from above and filing claims never proves useful. According to numbers, they have more success by profiling. I feel they have lost an important part of humanity and I worry for my dark skinned brothers and sisters who have an even harder time than I do.

(彼ら(警察官)はそのような(職務質問)をし、任意であるという事実に関係なく指示に従わせるために圧力をかける特権を持っていると考えているように感じます。彼らは通常、職務質問をするよう上からほのめかされたり直接指示されたりしており、何か異議を申し立てても決して役に立ちません。数字によると、プロファイリングによってより多くの成功を収めています。私は、警察官は人間として大切な一部を失ったと感じています。私よりもさらに苦労している肌の黒い兄弟姉妹のことを心配しています。)

6 分析と総括

以下、本調査の結果から読み取れる特徴等について記載する。

6.1 全体的な傾向

①レイシャルプロファイリングに関する関心の高さ

まず、本調査の有効回答数は 2094 と、2007 年に報告書が出された職務質問調査の有効回答数 122 通を大きく上回る多くの回答が寄せられ、また、自由記載についても約半数近くの回答者が自由記載に回答を寄せる等、レイシャルプロファイリングへの関心の高さが伺える。

②職務質問の経験の有無及び頻度等

回答者の 62.9%が過去 5 年くらいの間に職務質問を受けていた。

また、過去 5 年くらいの間に職務質問を受けた人のうち、合計 72.7%の人が複数回にわたり職務質問を受け（6 回以上あると回答した人の合計は 22.3%）、多数にわたり職務質問を受けている人も一定程度見られた。

③警察官の対応等

過去 5 年くらいの間に職務質問を受けた人のうち、70.3%の人が警察官の質問・態度で気分を悪くした経験があると回答していた。

自由記載においても、「失礼な態度」「不快」「不愉快」「タメ口」「高圧的」「横柄」等の記述が一定程度見られた。

また、過去 5 年くらいの間に職務質問を受けた人のうち、声をかけてきたときの警察官の言葉遣い等の態度について、38.5%の人が「丁寧ではなかった」または「どちらかといえば丁寧ではなかった」と回答していた。

警察官の質問・態度で気分を悪くした経験があると回答していた人が約 7 割であったのに対し、言葉遣いが丁寧ではなかったと回答した人が約 4 割にとどまったことに鑑みると、所謂「言葉遣いは丁寧だけれども失礼なことを言われた」等と感じる人も一定程度いたのではなかったかと推察される。

例えば、下記の例は「警察官の質問・態度で気分を悪くした経験がある」と回答し、かつ、声をかけてきたときの警察官の言葉遣い等の態度について「丁寧だった」又は「どちらかといえば丁寧だった」と回答した回答者の自由記載である。

（例）「職務質問を受ける際に、出自やルーツを問われたが、どういう意図で確認されているのか単純に疑問に思った。もし見た目の""外国人っぽさ""が職務質問をするひとつの基準になっているのであれば大変失礼な話と思う。」

（例）「少し質問内容と逸れるが在留資格を確認後、『日本語上手だね〜』と言われ日本生まれ日本育ちだと言うと『じゃあ大丈夫』と言ってすぐ職質を終えた、その意味も分からないし不快だった。」

また、過去 5 年くらいの間に職務質問を受けた人のうち、89.8%の人が、警察官から「質問に答えたくないことは答えなくて構わない」と説明されなかったと回答し、「質問を終わりにしてほしいと伝えたが、警察官はそのまま質問を続けた」と回答した人が 30.0%であった。「職務質問を拒否できる権利を告げる義務を警察官に課すべき」との意見も一部見られた。

④不審事由の有無及び在留カードの提示について

過去 5 年くらいの間に職務質問を受けた人のうち、85.4%の人が、「警察官が最初から外国ルーツを持つ人であることを認識して回答者に声をかけてきた」と認識しており、その理由について 92.9%の人が「身体的特徴」と回答していた。回答者のうち大多数の人が「警察官が外国ルーツを持つ人であると認識したうえで職務質問をしたと感じている」ことが伺える。

また、過去 5 年くらいの間に職務質問を受けた人のうち、76.9%の人が、警察官職務執行法第 2 条における「不審事由」はなかった認識であると回答していた。

さらに、在留カードの提示については、過去 5 年くらいの間に職務質問を受けた人のうち、「話しかけられてすぐに在留カードの提示を求められた」と回答した人が 56.4%と過半数であり、「話している途中で在留カードの提示を求められた」と回答した 20.6%と合わせると、77.0%の人が職務質問中に在留カードの提示を求められたと回答していた。

この点につき、警察官は、「不審事由」がない外国人に対し、在留カード等（旅券等）の提示を求めることができるかという点につき、できるという見解およびできないという見解がある⁵。今回の調査結果をふまえ、今後適切な職務質問が実現されるべく、更なる検討が必要であろう。

⑤長時間の聴き取り・プライベートな質問等について

過去 5 年くらいの間に職務質問を受けた人のうち、質問のきっかけになった出来事に関係しないことについての長時間の聴き取りを受けたと回答した人が 34.7%、質問のきっかけになった出来事に関係することについて長時間の聴き取りを受けたと回答した人が 28.4%

⁵ (1) できるとの見解について

出入国管理及び難民認定法（以下、「入管法」という。）第 23 条では、外国人に在留カードの常時携帯義務を課し（同条第 2 項）、「警察官」が、「その職務の執行に当たり、」在留カード（旅券等）の提示を求めたときは、「これを提示しなければならない。」（同条第 3 項）との定めがあり、同項に基づき、警察官は職務中である限り無条件で外国人に対し在留カード（旅券等）の提示を求めることができる。したがって、「不審事由」がなくとも、在留カードの提示を求めることができる。

(2) できないとの見解について

旅券等の提示を求めることによっても人権侵害が生じうることからして、入管法第 23 条 3 項の「その職務の執行に当たり」とは、警察官が職務中であることだけではならず、なんらかの具体的な職務が行われていることが想定されているはずであり、同項は、既になんらかの職務の執行が行われている際に、警察官が在留カード（旅券等）の提示を求めることができるという規定であると解される。したがって、同項のみを根拠に、路上を通行中の人を停止させて在留カード（旅券等）の提示を求めることはできないと解され、「不審事由」なしに在留カード（旅券等）の提示を口実とした職務質問をすることは違法となる。

と、合計 63.1%の人が長時間の職務質問を受けていた。

また、過去 5 年くらいの間に職務質問を受けた人のうち 45.9%の人が「在留資格は何ですか？」と聞かれたと回答していた。

下記の例の回答者は、質問のきっかけになった出来事に関係しないことについての長時間の聴き取りを受け、質問のきっかけになった出来事に関係することについて聴き取りをされなかったと回答している。

(例)「職質が任意なのに、事実上は断らせてくれない。2 時間ほど長引く路上で職質を続けたり、大人数で囲まれたりする。答えたくないといっても、100 回ほど同じ質問をされる。」

(例) It's always embarrassing and very little care is taken by the police to make the questioning more private. They're also normally rude and talk about me in Japanese as if I can't understand.

(それは常に恥ずかしいことであり、警察はよりプライベートな質問をすることについて注意を払っていません。また、彼らはいつも失礼で、私が理解できないかのように日本語で話します。)

また、下記の例の回答は長時間の聴き取りに関して回答はしていないが、「パーソナルな質問について言及する」ということにつき自由記載で回答を得たものである(同回答は上記自由記載欄の 5.3②「国籍」による警察官の態度の変化を示す記述である。)

(例)「見た目から勝手に国籍やルーツを推測され、こちらが誤った憶測(日本国籍を持っているのに勝手に外国籍という前提で話を進めた)について指摘しても謝罪の一言もないことに怒りを感じました。私の名前にカタカナが含まれているというだけでとてもパーソナルな質問をしてきたりと、私の気持ちは全く考慮されていないなと感じました」

具体的な状況については更なる聴き取りが必要なところではあるが、「不審事由」と関係しないようなプライベートな質問をされることについて不快に感じる回答者は一定程度いたと考えられる。とりわけ、「外国人又は外国ルーツを持っているためにこのような質問をされたのではないかと回答者が感じるようなマイクロアグレッション⁶とも言うる質問の有無について更なる調査及び分析が求められるところである。もっとも、少なくとも、「外国人だからこのような不必要な質問をされたのではないかと声をかけられた人が感じるような不必要又はプライベートな質問は控える、質問の仕方を変える等、警察官への人権研修等を充実させることにより改善する余地は十分見込まれる。

⁶ マイクロアグレッションは「特定の個人に対してその人が属する集団を理由に貶めるメッセージを発するちょっとした、日々のやり取り」と解される(デラルド・ウィン・スー、マイクロアグレッション研究会訳『日常生活に埋め込まれたマイクロアグレッション人種、ジェンダー、性的指向：マイノリティに向けられる無意識の差別』明石書店、2020 年)。特徴としては、意図の有無にかかわらない、日常的で認識しにくい差別であり、それ一つとってみれば「小さな」ことに思える言動でも、その一つ一つが蓄積されることで継続的な被害が生じる点にある。

⑥所持品検査

過去 5 年くらいの間に職務質問を受けた人のうち、荷物等の検査を受けたと回答した人が 49.5%と、およそ半数の人が荷物等の確認をされている（問 30）。職務質問を受けた外国にルーツをもつ者の「半数」が犯罪に関連する物・違法な物を所持している嫌疑があるから所持品検査を実施したということになるが、半数の人がそのような嫌疑があるか否かについては疑義がある（なお、上記 6.1④のとおり、仮に「不審事由がなくても在留カードの提示を求めるために停止を求め職務質問をすることは許される」との立場をとるとしても、在留カードが提示された後は、新たな不審事由が存在しない限り職務質問を終了すべきこととなり所持品検査はできないはずである。）。

6.2 職務質問を受ける人の属性に関する傾向

①性別

性別と過去 5 年くらいの間の職質経験の有無との関係では、男性が女性に比べて職質も多くなされ、回数も多くなる傾向が見られる。

②年齢 年齢と過去 5 年くらいの間の職質経験の有無との関係では、30 歳代が 65.2%と一番割合が多かったが、全体として大きな差は見られなかった。

③国籍

国籍と過去 5 年くらいの間の職質経験の有無との関係では、ブラジル国籍が 76.1%と最も高い。次いでドイツが 75.6%、メキシコが 70.0%と続いた。最も少ないベトナム国籍でも 54.5%の回答者が過去 5 年くらいの間に職務質問を受けていた。

④民族的ルーツ

全体的に「ある」と回答した人の割合が高いが、とりわけ一番多かったのは中南米で 83.5%であった。次いで、アフリカが 82.9%、中東が 75.6%の順で高い数値であった。もっとも、一番低い北東アジアでも 50.0%の回答者が過去 5 年くらいの間に職務質問を受けていた。比較的低い割合である北アメリカでも 59.7%、ヨーロッパでも 60.4%であった。北アメリカやヨーロッパでも 6 割であることに鑑みると、「黒人だからレイシャルプロファイリングを受けて白人は受けない」というステレオタイプよりも、一般的に「外国人」だと「みなされた場合」にレイシャルプロファイリングを受けやすい傾向にあるのではないかと考えられる。

職質の回数については、「10 回以上」「6～9 回」の合計で見ると、多い順にアフリカ (37.1%)、南アジア (34.5%)、中東 (33.3%) となり、この点からしても、職務質問の回数が「見かけ」によって一定の影響を受けていることがうかがえる。逆に北東アジアについては、同じく「10 回以上」「6～9 回」の合計が 10.6%と、顕著に低い値となっていた。

⑤在留資格

在留資格と過去 5 年くらいの間の職務質問の関連では、多い順に特別永住者が 67.4%、定住者・配偶者が 67.0%、一般永住者 64.7%、就労関連 64.5%となるが、とくに顕著な傾向は

見られない。なお技能実習関連が 44.4%と低いのは、一般にこの資格に該当する人が職務質問されるような状況に遭遇しにくい生活形態にあるからではないかという推測は可能だが、今回の調査ではそもそも技能実習関連に該当する人が 0.4% (9 人) ときわめて少ないため、今回のデータをもとにこれ以上の議論をすることは困難である。なお、特別永住者については、自由記載として「特別永住者だと言っても、理解してない警察官が多数である。」との記載も見られた。

また、職質回数と在留資格の関係では、技能実習関連の在留資格の人々の半数 (50%) が「10 回以上ある」と回答した。他の在留資格では、「2~5 回程度」と回答した人々が約半数であることを考えると、技能実習関連の人々は繰り返し職務質問をされる頻度が顕著に高いことがわかる。ただし、これについても、今回の調査対象者には技能実習関連の人がごくわずかしかな含まれていないことには引き続き注意が必要である。

⑥居住年数

日本での居住年数と過去 5 年くらいの間の職質経験との関係では、30 年未満については、わずかながら居住年数が長いほど職質をされる頻度が高い傾向がみられた。少なくとも、居住年数が増えて日本社会に馴染んでいったとしても、職質をされる頻度が下がるわけではないことがわかる。

⑦日本語会話力

日本語会話能力が高い方が、過去 5 年くらいの間における職質回数が多くなる傾向が僅かではあるがみられた。少なくとも、日本語会話能力が高いような日本に馴染んでいる人だとしても、職質をされる頻度が下がるわけではないことがわかる。

6.3 民族的ルーツとレイシャルプロファイリングとの関係性

①外国ルーツだと認識されたか否かについて

北東アジアを民族的ルーツとする回答者については、他の地域にルーツを持つ人たちと比べて、外国ルーツだと認識されたとする人の割合が 58.8%と顕著に低かった。

②警察官の態度

警察官の態度が「丁寧ではなかった」、「どちらかといえば丁寧ではなかった」と回答した割合が高かったのは、中東 (53.3%)、ミックスルーツ (50.0%)、オセアニア (46.5%) の順であった。「丁寧ではなかった」との回答の割合は北東アジア (23.6%) がミックスルーツ (24.0%) に次いで高く、北東アジアにルーツを持つ人々が「外国ルーツだと認識された」とする割合が相対的に低かったという結果とは対照的である。

ここから伺えるのは、警察官の態度は、必ずしも外国ルーツに対する認識によって決まるわけではないということである。

③在留カードの提示・長時間の聴き取り

北東アジアにルーツを持つ回答者については、話しかけられてすぐに在留カードの提示を求められた人の割合が他の地域にルーツをもつ人々と比較して低い (42.1%)。この背景と

して、話しかけられてすぐに在留カードの提示を求められた人々は、外見から一見して外国ルーツであると判断されている可能性が高いところ、北東アジアにルーツを持つ人々は外見から外国ルーツと即時に判断されにくい傾向にあると考えられる。

また、他の地域にルーツを持つ人々と比較すると、北東アジアにルーツを持つ人々は、きっかけに関係ない長時間の聴き取りを受けた人の割合が低かった。

6.4 外国ルーツとの認識とレイシャルプロファイリングとの関係性

①職質回数

警察官から外国ルーツだと「認識された」と回答した人々の 76.5%が、過去 5 年くらいの間で 2 回以上の職務質問を経験しており、「認識されなかった」と回答した人々における割合（60.2%）と比べると明らかに高いことがわかる。特に、過去 5 年くらいの間で 6 回以上の職務質問を経験した人々の割合では、「認識された」とする人々の割合（24.1%）が「認識されなかった」とする人々の割合（9.7%）に大きく差をつけている。これらのことから、外国ルーツと認識された人々の方が、頻繁に職務質問を受けやすい実態があることがわかる。

②警察官の対応等

外国ルーツだと認識されて職務質問を受けている人々のうち 77.3%の人が「気分を悪くした」と回答している。これは外国ルーツだと認識されずに職務質問を受けたと回答している人々のうち「気分を悪くした」と回答した人々（57.1%）と比較すると 20 ポイント以上高い割合である。

また、警察官の態度につき、外国ルーツだと認識されて職務質問を受けている人々のうち 40.7%の人が「丁寧でなかった」あるいは「どちらかといえば丁寧でなかった」と回答している。これは、外国ルーツだと認識されずに職務質問を受けたと回答している人々のうち「丁寧でなかった」あるいは「どちらかといえば丁寧でなかった」と回答をした人々の割合（30.5%）と比較すると約 10 ポイント高い。

上記 6.1③と同様に、所謂「言葉遣いは丁寧けれども失礼なことを言われた」等と感じる人も一定程度いたのではなかったかと推察される。

③在留カードの提示

外国ルーツと認識された人々のうち、65.6%の人が、話しかけられてすぐに在留カードの提示を求められている。一方、外国ルーツと認識されなかったと回答している人々のうち 20.3%の人々も、話しかけられてすぐに在留カードの提示を求められている。これは、回答者の主観としては外国ルーツと認識されていないと感じていても、警察官の側からは一見して「外国人」という前提で職務質問を開始している事案が一定数存在していることを示唆していると考えられる。

さらに、外国ルーツと認識されなかったと回答している人々のうち、途中で在留カードの提示を求められた回答者が 26.6%いた。これは、「はじめは日本人だと思い日本語で話しかけたが、何らかの事情で外国籍者だと判明し、在留カードの提示を求めた」ということも想定し得る。

なお、「当初」外国人と認識されたが、在留カードの提示を求められなかった者（12.5%）

に関しては、途中で日本国籍保有者であることが判明したために提示を求められなかった場合もあると考えられる。

④長時間の聴き取り

外国ルーツだと認識されて職務質問を受けている人々のうち、38.3%「きっかけに関係ない長時間の聴き取り」を経験している。これは外国ルーツだと認識されずに職務質問を受けたと回答している人々のうち同様の回答をした人々の割合（18.1%）の倍以上である。このことから、外国ルーツと認識されることと、きっかけに関係ない長時間の聴き取りには一定の相関関係があると推認できる。

6.5 総括

日本において「レイシャルプロファイリング」という言葉が普及しはじめたのは近年のことである。しかし、「現象」としては、「レイシャルプロファイリング」という言葉が普及しはじめる前から「何ら『不審事由』がないにもかかわらず警察官から職務質問を受けるという経験をした」という声は寄せられてきた。本調査で明らかになったことは下記の4点である。

①回答者の約6割が過去5年の間に職務質問を受けており、約7割の人が警察官の質問・態度で気分を悪くした経験があると回答していた。自由記載においても、「失礼な態度」「不快」「不愉快」「タメ口」「高圧的」「横柄」等の記述が一定程度見られ、具体的な経験や差別的言動についても多くの回答が寄せられた。すべての経験について掲載することは叶わなかったが、多くの回答者が「怒り」「失望」「やるせなさ」等に関する記述を寄せており、少なくとも、回答者の中からこのような声が多く挙がっている現状の改善が求められる。具体的には、レイシャルプロファイリングの被害を受けた人々の救済及び支援サービスを受けられるようなシステムの構築等が重要であろう。

②過去5年くらいの間に職務質問を受けた人のうち、約77%の人が、警察官職務執行法第2条における「不審事由」はなかった認識であると回答していた。「不審事由」は、職務質問を行う警察官の主観に事実上大きく依るところがある。しかしながら、警察官から見た主観的な「不審事由」があったからといって、その主観的な「不審事由」の判断プロセスに、「人種に基づく偏見がなかった」又は「人種差別の意図がなかった」⁷とはかぎらない。現状では、職務質問を行うにあたっての「不審事由」に関して、人種差別を防止するためのガイドライン等といった客観的に検証可能な指針が存在しない。そのため、職務質問における人種差別を防止するための公的な職務質問に関するガイドラインの策定といった具体的な施策が求められる。

③「不審事由」と関係しないようなプライベートな質問をされていると感じ、不快感を覚える回答者も一定程度存在した。少なくとも、客観的に人種差別と疑われるような態様での職務質問は避けるべきであり、警察官への人権研修等の充実が求められる。

⁷ 日本が加入している人種差別撤廃条約第1条における「人種差別」とは、下記のとおり目的「又は」効果を有するものであり、意図の有無にかかわらず。

この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。

④本調査では有効回答数が約 2000 と多くの回答が集まったものの、本来は国が人種差別的な職務質問がなされないよう職務質問の透明性を図るための記録の義務付け、その記録に基づいた実態調査、調査結果の検証、調査結果の公開を行い、実態を可視化すべきである。

上記のとおり、本調査からレイシャルプロファイリングの実態について、多くのことが明らかになった。本調査が人種差別的な職務質問の実態把握及びその改善の一助になれば幸いである。

参照法令

警察官職務執行法

(質問)

第二条 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足る相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると認められる者を停止させて質問することができる。

出入国管理及び難民認定法

(旅券等の携帯及び提示)

第二十三条 本邦に在留する外国人は、常に旅券(次の各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める文書)を携帯していなければならない。ただし、次項の規定により在留カードを携帯する場合は、この限りでない。

一 第九条第五項の規定により短期滞在の在留資格及び在留期間を決定された者 特定登録者カード

二 仮上陸の許可を受けた者 仮上陸許可書

三 船舶観光上陸の許可を受けた者 船舶観光上陸許可書

四 乗員上陸の許可を受けた者 乗員上陸許可書及び旅券又は乗員手帳

五 緊急上陸の許可を受けた者 緊急上陸許可書

六 遭難による上陸の許可を受けた者 遭難による上陸許可書

七 一時庇ひ護のための上陸の許可を受けた者 一時庇ひ護許可書

八 仮滞在の許可を受けた者 仮滞在許可書

2 中長期在留者は、出入国在留管理庁長官が交付し、又は市町村の長が返還する在留カードを受領し、常にこれを携帯していなければならない。

3 前二項の外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定める国又は地方公共団体の職員が、その職務の執行に当たり、これらの規定に規定する旅券、乗員手帳、特定登録者カード、許可書又は在留カード(以下この条において「旅券等」という。)の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。

4 前項に規定する職員は、旅券等の提示を求める場合には、その身分を示す証票を携帯し、請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 十六歳に満たない外国人は、第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、旅券等を携帯することを要しない。

国連人種差別撤廃委員会「法執行官によるレイシャルプロファイリングの防止及びこれとの闘いに関する一般的慣行 36 号」

※一部抜粋・冒頭番号はパラグラフ番号である。

18. この一般的勧告の適用上、レイシャル・プロファイリングは、ダーバン行動計画のパラ 72 で説明されているものとして理解される。すなわち、いかなる程度であれ、人種、皮膚の色、世系または国もしくは民族的出身を基に、個人を捜査活動の対象とする、または個人が犯罪行動に関わったかどうかを判断する警察および法執行の慣行のことである。このような文脈において、人種差別は、宗教、性別もしくはジェンダー、性的指向およびジェンダー・アイデンティティ、障害、年齢、移住者としての地位ならびに職業またはその他の地位といったその他の事由と交差して生じることが多い。

38. 前提として、またさらなる措置の必要性を否定するものではないが、レイシャル・プロファイリングとの効果的闘いには、人種差別を禁止する包括的立法（民事法、行政法および刑事法を含む）が欠かせない。国は、法執行官によるレイシャル・プロファイリングを定義しかつ禁止する法律および政策を策定し、かつ効果的に実施するべきである。このような措置とあわせて、法執行機関を対象とする明確な指針を定め、組織内方針（標準業務手続および行動規範を含む）が人権基準および人権原則と合致することを確保するよう求められる。国はまた、レイシャル・プロファイリングを可能としまたは容易にする可能性がある法令も認識するべきである。このような法律を特定し、しかるべき形で改正しまたは廃止するための研究を実施することが求められる。

39. 国は、レイシャル・プロファイリングを防止するため、法執行機関が、職務質問および捜索の実務に関する詳細なガイドライン（明確な基準をとまなうもの）を、関連グループと協議しながら策定することを確保するべきである。効果的な、独立した監視機構を内部的にも外部的にも設けるとともに、違反があった場合に適用する懲戒措置も構想することが求められる。内部的方針・慣行の欠陥を特定するため、独立した専門家の助力を得て定期的監査も実施するべきである。このような手続の結果の透明性を確保することは、法執行の説明責任ならびに標的とされた個人およびコミュニティの信頼を強化することになる可能性がある。強く勧告される。

41. 国は、被害者中心のアプローチをとるとともに、公的機関、コミュニティ、市民社会組織（交差的形態の差別を経験している集団を代表する組織を含む）および国内人権機関間の協力モデルを促進することにより、支援サービスの効果的調整を図るよう奨励される。委員会は、条約第 5 条 (a) と第 6 条との相互関係を強調するとともに、刑事手続においてレイシャル・プロファイリングの影響が固定化することを防止するため、司法機関および司法運営に従事するその他の機関が、このようなプロセスにおける実効的な協議および関与の対象とされるべきであることに留意する。

42. 国は、バイアスが業務に及ぼす影響に関する法執行官の意識を高め、かつ非差別的な行動を確保する方法を説明する、法執行機関を対象とした特別の必修研修プログラムを開発

すべきである。可能な場合、そのような研修の開発および実施に、スティグマの対象とされているグループ（その構成員が交差的形態の差別を経験しているグループを含む）の関与を得ることが求められる。法執行機関は、差別およびバイアスに基づいた警察活動に対抗するための現職者研修を補完するものとして、裁量の制限を目的とする組織的介入ならびにステレオタイプ化およびバイアスの被害を受けやすい地域における監督の強化が行なわれることを確保すべきである。加えて、研修が態度および行動の変化に及ぼす効果は限定的であるという懸念に鑑み、非差別・バイアス研修が所期の効果をもたらすことを確保するために定期的な評価および改訂を行なうことが求められる。

53. 国は、差別的行動を防止するため、法執行機関の内外に監督機構を設置すべきである。このような機構は、レイシャル・プロファイリングと闘いかつこれを防止するための内部ガイドライン、方針および規則を策定するとともに、違反者に対して懲戒措置をとることにより内部的説明責任を確保するよう求められる。

2021年度

外国にルーツをもつ人に対する職務質問
(レイシャルプロファイリング) に関するアンケート調査
調査票

2022年1月

ご記入にあたってのお願い

1. 外国にルーツをもつ人に対する警察による職務質問（レイシャルプロファイリング）に関する実態把握のため、アンケート調査にご協力ください。
2. 各質問の回答は、あなたに最もあてはまる番号を選択してください。選択する番号の数は、質問の最後に「1つを選択」、「あてはまるものすべてを選択」などと指定しています。
3. 具体的な内容をご記入いただく質問もあります。その場合は、「よろしければ、具体的に教えてください」などと書いてある横の空欄に具体的な内容を記入してください。
4. アンケートは無記名ですので、誰が回答したのか特定されることはありません。
5. いただいた回答は、調査の目的以外で利用することはありませんので、安心してお答えください。答えるのが困難な質問には、無理に回答しなくてもかまいません。

調査主体：東京弁護士会・外国人の権利に関する委員会

はじめに、あなた自身のことについて教えてください

問1 あなたの性別を教えてください。

問2 あなたの年齢は、次のうちどれですか？（1つを選択）

1. 20歳未満
2. 20歳代
3. 30歳代
4. 40歳代
5. 50歳代
6. 60歳代
7. 70歳以上

問3 あなたの国籍等は、次のうちどれですか？（あてはまるものすべてを選択）

1. 中国
2. 韓国
3. ベトナム
4. フィリピン
5. ブラジル
6. ネパール
7. インドネシア
8. 台湾
9. アメリカ
10. タイ
11. 朝鮮
12. 日本
13. その他 よろしければ具体的に教えてください→ _____

問4 あなたがご自身の民族的なルーツだと考える国や地域はどこですか？

具体的に教えてください→ _____

問5 あなたの在留資格等は、次のうちどれですか？（1つを選択）

1. 特別永住者
2. 一般永住者
3. 定住者・配偶者等（定住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等）
4. 就労関連（高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能）
5. 技能実習関連（技能実習、特定技能、研修）
6. 留学

7. その他（^た外交、^{がいこう}公用、^{こうよう}教授、^{きょうじゆ}芸術、^{げいじゆつ}宗教、^{しゆうきよう}報道、^{ほうどう}家族滞在、^{かそくたいざい}文化活動、^{ぶんかかつどう}短期滞在、^{たんきだいたいざい}特定活動、^{とくていかつどう}在留資格なし）
8. ^{にほんこくせき}日本国籍

問6 あなたが^{にほん}日本に^す住んでいる^{きかん}期間は、^{ごうけい}合計するとどれくらいの^{なが}長さになりますか。（1つを^{せんたく}選択）

1. ^う生まれてからずっと
2. ^{ねんみまん}1年未満
3. ^{ねんいじよう}1年以上^{ねんみまん}3年未満
4. ^{ねんいじよう}3年以上^{ねんみまん}10年未満
5. ^{ねんいじよう}10年以上^{ねんみまん}20年未満
6. ^{ねんいじよう}20年以上^{ねんみまん}30年未満
7. ^{ねんいじよう}30年以上^{ねんみまん}40年未満
8. ^{ねんいじよう}40年以上

問7 あなたは、^{にほんご}日本語でどの^{ていどかいわ}程度会話が^{せんたく}できますか？（1つを選択）

1. ^{にほんご}日本語ネイティブである
2. ^{にほんご}日本語ネイティブと同^{どうていど}程度に^{かいわ}会話できる
3. ^{しごと}仕事や^{がくぎよう}学業に^{こま}困らない^{ていど}程度に^{かいわ}会話できる
4. ^{にちじようせいかつ}日常生活に^{こま}困らない^{ていど}程度に^{かいわ}会話できる
5. ^{にほんご}日本語での^{かいわ}会話はほとんどできない

問8 あなたが^{いちばんつか}一番^な使い慣れている^{げんご}言語は何ですか？（1つを^{せんたく}選択）

1. ^{えいご}英語
2. ^{ちゆうごくご}中国語
3. ^{かんこくご}韓国語・^{ちようせんご}朝鮮語
4. ^{べトナムご}ベトナム語
5. ^{フィリピンご}フィリピン語
6. ^{スペインご}スペイン語
7. ^{ポルトガルご}ポルトガル語
8. ^{ビルマご}ビルマ語
9. ^{ネパールご}ネパール語
10. ^{インドネシアご}インドネシア語
11. ^{タイご}タイ語
12. ^{にほんご}日本語
13. その他 ^{よくたいてき}よろしければ具体的に^{おし}教えてください→ _____

問9 あなたは^{げんさい}現在、^{がっこう}学校に通っていますか？（1つを^{せんたく}選択）

1. ^{げんさいつうがく}現在通学している
2. ^{いぜん}以前^{にほん}日本で^{つうがく}通学していたが、^{いま}今は^{つうがく}通学していない
3. ^{にほん}日本で^{つうがく}通学したことはない

問10 あなたは現在、働いていますか？（パート・アルバイトも含みます）（1つを選択）

1. 現在働いている
2. 以前日本で働いていたが、今は働いていない
3. 日本で働いたことはない

次に、過去5年くらいのあいだで駅や路上などで警察官から声をかけられた経験について教えてください

問11 あなたは過去5年くらいのあいだで、警察官から駅や路上などで声をかけられたことがありますか？（1つを選択）

1. はい
2. いいえ

問12 以降の質問は、上で「はい」と答えた方にのみお聞きます。「いいえ」と答えた方は、アンケートはここで終了となります。ありがとうございました。

問12 あなたは過去5年くらいのあいだで、何回程度声をかけられましたか？（1つを選択）

1. 1回ある
2. 2～5回程度ある
3. 6～9回程度ある
4. 10回以上ある
5. わからない・覚えていない

問13 あなたは過去5年くらいのあいだで、警察官の質問・態度で、気分を悪くした経験はありますか？（1つを選択）

1. はい
2. いいえ
3. わからない・覚えていない

問14 以降では、過去5年くらいのあいだで警察官から声をかけられた経験のうち、一番印象に残っているものについて教えてください

問14 どこで警察官から声をかけられましたか？ 都道府県名でお答えください

問15 その警察官から声をかけられた時間帯はいつでしたか？（1つを選択）

1. 朝から昼の明るい時間帯
2. 昼から夕方ゆうがたの明るい時間帯
3. 夕方から夜の暗い時間帯
4. 深夜から早朝そうちょうの暗い時間帯

問16 警察官から声をかけられたとき、あなたのそばに家族や友人といった人がいましたか？ いたらその人数について教えてください。（1つを選択）

1. あなた1人だった
2. あなたの他にもう1人いた（2人だった）
3. あなたの他に2人以上の人がいた
4. わからない・覚えていない

問17 警察官から声をかけられたときの場所・状況などを教えてください。（あてはまるものすべてを選択）

1. 駅の中
2. 路上
3. 公園
4. 公共施設の中
5. 立ち止まっているとき
6. 歩いているとき
7. 自転車・バイクに乗っているとき
8. 車に乗っているとき
9. 帰宅途中
10. 買い物中、遊んでいるとき
11. 通勤・通学中
12. わからない・覚えていない
13. その他 よろしければ具体的に教えてください→ _____

問18 警察官から声をかけられたとき、あなたはどんな服装でいましたか？（1つを選択）

1. スーツ
2. カジュアルな服
3. 学生服
4. 仕事の作業着など
5. わからない・覚えていない
6. その他 よろしければ具体的に教えてください→ _____

問19 あなたに声をかけてきた警察官は、最初からあなたのことを外国にルーツを持つ人だとわかっていたと思いますか？（1つを選択）

1. はい

2. いいえ
3. わからない・覚えていない

問20と問21は、問19で「1. はい」と答えた方のみお答えください。「2. いいえ」「3. わからない・覚えていない」と答えた方は、問22に進んでください

問20 問19で「1. はい」と答えた方にお聞きします。どうして警察官はあなたのことを外国人または外国にルーツを持つ人だと認識したとおもいましたか？ その理由について考えられるものを教えてください。(あてはまるものすべてを選択)

1. 身体的特徴

よろしければ肌の色や顔立ちなどについて具体的に教えてください→ _____

2. 外国人または外国にルーツを持つ人だとわかる服装だった

よろしければ具体的な服装について教えてください→ _____

3. 日本語以外で話していた

4. 日本語以外の雑誌や新聞や本等を持っていた

5. わからない・覚えていない

6. その他 よろしければ具体的に教えてください→ _____

問21 その質問をされたとき、「外国人または外国にルーツを持つ人である」ということ以外に警察官から声をかけられる理由(自転車のライトがついていなかったなど)があったとおもいますか？(1つを選択)

1. はい

よろしければ具体的に理由を教えてください→ _____

2. いいえ

3. わからない・覚えていない

問22以降は、すべての方がお答えください

問22 警察官が声をかけてきたときに使っていた言語を教えてください(1つを選択)

1. 日本語

2. 英語

3. その他 よろしければ具体的に教えてください→ _____

4. わからない・覚えていない

問23 声をかけてきたときの警察官の態度(言葉遣いなど)は丁寧でしたか？(1つを選択)

1. 丁寧だった

2. どちらかといえば丁寧だった

3. どちらかといえば丁寧ではなかった
4. 丁寧ではなかった
5. わからない・覚えていない

問24 あなたに声をかけてきた警察官は何人いましたか？ 具体的な数字でお答えください。途中から増えた場合は、「1人→2人」などのようにお答えください

問25 警察官の話している意味や内容は理解できましたか？（1つを選択）

1. よく理解できた
2. だいたい理解できた
3. あまり理解できなかった
4. まったく理解できなかった

問26 警察官に聞かれたこと・言われたことを教えてください。（あてはまるものすべてを選択）

1. 最近怪しい人が多いからチェックさせてください
2. ○○容疑者に似ていますね
3. あなたの名前を教えてください
4. シートベルトの確認をさせてください
5. この自転車について教えてください
6. 何をしているのですか？
7. どこに行くのですか？
8. あなたはこの近くに住んでいるのですか？
9. どこに住んでいるのですか？
10. 学校はどこですか？
11. あなたは日本人ですか？（または外国人ですか？）
12. いつ来日したのですか？
13. 在留資格は何ですか？
14. 仕事は何をしているのですか？
15. カバンの中身を見せてください
16. お酒を飲んでいるのですか？
17. 何で深夜に1人でいるのですか？
18. わからない・覚えていない
19. その他 よろしければ具体的に教えてください→

問27 警察官から声をかけられたとき、在留カードの提示は求められましたか？（1つを選択）

1. 在留カードの提示は求められなかった
2. 話しかけられてすぐに在留カードの提示を求められた
3. 話している途中で在留カードの提示を求められた

4. わからない・覚えていない

問28 警察官から「質問に答えたくないことは答えなくて構わない」と説明されましたか？（1つを選択）

1. はい
2. いいえ
3. わからない・覚えていない

問29 あなたは質問の途中で、「帰りたいです」「もういいですか？」など質問を終わりにしてほしいというようなことを警察官に伝えましたか？（1つを選択）

1. 質問を終わりにしてほしいと伝えた結果、警察官はその場から解放してくれた
2. 質問を終わりにしてほしいと伝えたが、警察官はそのまま質問を続けた
3. 質問を終わりにしてほしいと伝えなかった
4. わからない・覚えていない

問30 警察官から声をかけられたとき、荷物などのチェックをされましたか？（1つを選択）

1. はい
2. いいえ
3. わからない・覚えていない

問31と問32は、上で「1. はい」と答えた方のみお答えください。「2. いいえ」「3. わからない・覚えていない」と答えた方は、問33に進んでください

問31 問30で「1. はい」とお答えした方へお聞きします。警察官は何をチェックしていましたか？（あてはまるものすべてを選択）

1. ポケットの中
2. 財布・カード入れ等
3. スマホ
4. カバン
5. 自転車
6. 自動車
7. その他 よろしければ具体的に教えてください→

問32 問30で「1. はい」とお答えした方へお聞きします。その荷物チェックがされた場所について教えてください。（1つを選択）

1. その場で行われた
2. 少し離れたところで行われた
3. 警察署や交番で行われた
4. わからない・覚えていない

5. その他 よろしければ具体的に教えてください→ _____

問33以降は、すべての方がお答えください

問33 警察官から声をかけられたとき、荷物チェック以外にされたことがあれば教えてください。(あてはまるものすべてを選択)

1. 長時間の聴き取り(質問のきっかけになった出来事に関係していること)
2. 長時間の聴き取り(質問のきっかけになった出来事に関係しないこと)
3. 指紋をとられた
4. 尿検査をされた
5. DNA採取(唾液をとられたなど)
6. 呼吸検査(息を吐いてみてと言われた)
7. スマホチェック
8. 警察署や交番などへの移動(同行)を求められた
9. わからない・覚えていない
10. その他 よろしければ具体的に教えてください→ _____

問34 過去5年くらいのあいだで警察官から声をかけられた経験全般について、あなたが思ったことや感じたことがあれば教えてください。

問35 今回のアンケートでお答えいただいたことについて、直接話をしてもよいという方がいましたら、以下にメールアドレスをお書きください(話したくない、メールアドレスを教えたくないという場合は、空欄のままで大丈夫です。)

あなたのメールアドレス→ _____

アンケートは以上です。調査へのご協力、ありがとうございました

7 あとがき

本調査及び最終報告書作成にあたり、明戸隆浩氏（大阪公立大学）及び曹慶鎬氏（立教大学）の調査協力を得ました。調査票作成にあたっては、長山祥氏の協力を得ました。また、広報並びにフランス語及びドイツ語翻訳にあたり、テンプル大学ジャパンキャンパス、ロースクール ディレクターの Tina Saunders（ティナ・サンダース）氏をはじめとする LEAD（多様性推進委員会）メンバーの方々の協力を得ました。ベトナム語の翻訳にあたっては、VU THITHUAN（ヴ ティ トアン）氏の協力を得ました。ここに記して感謝の意を表します。

東京弁護士会
会 長 伊 井 和 彦
同外国人の権利に関する委員会
委員長 高 橋 済